

第 3 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成19年9月26日（水曜日）

午前10時2分開議

午後0時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補  
正予算（第5号）議案第12号 熊本県景観条例の一部を改正  
する条例の制定について議案第13号 熊本県流域下水道条例の一部  
を改正する条例の制定について議案第14号 熊本県都市計画法に基づく開  
発行為の許可の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について議案第15号 熊本県営住宅条例の一部を改  
正する条例の制定について議案第23号 平成19年度道路事業の経費に  
対する市町村負担金について議案第24号 平成19年度海岸事業の経費に  
対する市町負担金について議案第25号 平成19年度流域下水道事業の  
経費に対する市町村負担金について議案第26号 平成19年度地すべり対策事業  
の経費に対する市負担金について議案第27号 平成19年度都市計画事業、港  
湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事  
業及び県営農業集落排水事業の経費に対  
する市町村負担金について議案第28号 平成19年度九州新幹線鹿児島  
ルート博多・新八代間の建設工事の経費  
に対する市負担金について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第18号 熊本県土地開発公社の経営状  
況を説明する書類の提出について報告第19号 熊本県道路公社の経営状況を  
説明する書類の提出について報告第20号 財団法人白川水源地域対策基  
金の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて報告第21号 財団法人くまもと緑の財団の  
経営状況を説明する書類の提出について報告第22号 財団法人熊本県下水道公社の  
経営状況を説明する書類の提出について報告第23号 熊本県住宅供給公社の経営状  
況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①7月6日からの大雨及び台風4号、5号  
による土木関係施設等被害状況について②県関与見直し実行計画に基づく県出資団  
体等の見直し状況報告〔土木部〕③熊本県の5年で見える道づくり「ちやく  
プロジェクト2007」について④球磨川水系河川整備基本方針の報告会に  
ついて⑤3陸橋（田崎・春日・段山）の撤去につ  
いて

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 溝口 幸 治

委員 山本 秀 久

委員 児玉 文 雄

委員 渡辺 利 男

委員 岩中 伸 司

委員 堤 泰 宏

委員 森 浩 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 渡邊 俊 二

次 長	中 村	寧
次 長	富 田	耕 司
次 長	青 木	徹
土木技術管理室長	田 口	覺
新幹線都市整備総室長	長 野	潤 一
監理課長	鷹 尾	雄 二
用地対策課長	清 田	隆 範
道路整備課長	戸 塚	誠 司
道路保全課長	宮 本	英 一
首席土木審議員兼		
河川課長	松 永	卓
港湾課長	生 喜	丈 雄
首席土木審議員兼		
都市計画課長	山 本	幸
下水環境課長	首 藤	朝 幸
建築課長	岩 下	修 一
営繕専門監	加 納	義 之
住宅課長	吉 川	泰 久
砂防課長	西 山	隆 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐	坂 本	道 信
政務調査課課長補佐	野 白	三 郎

午前10時2分開議

○井手順雄委員長 それでは、全員そろいましたので、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に4名の傍聴の申し出があります。これを認めることといたします。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を一括してお受けしたいと思います。また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたし

ます。

○渡邊土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、まず、7月の梅雨前線豪雨等に伴う災害及び最近における土木行政の動向などについて御報告申し上げます。

去る7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨により、県中央部を中心に甚大な被害を受けたところであります。

当委員会におかれましては、7月10日に、井手委員長を初め委員の皆様方に、速やかに現地を御視察いただき、まことにありがとうございました。

今回の梅雨前線豪雨及びその後の台風4号、5号による被害額は、公共土木施設で112億円余となり、そのうち特に甚大な被害を受けた美里町では、30億円余の被害額となっております。

土木部といたしましては、一日も早い復旧に向けて最大限の努力をしまいる所存でございますので、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成22年度末の全線完成を目指し、できる限りの支援を行うとともに、熊本の玄関口である熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業等の整備について、引き続き全力で取り組んでまいります。

熊本都市圏と天草地域を結ぶ熊本天草幹線道路の整備につきましては、平成3年度の事業着手以来、早期整備に向け取り組んでまいりました。

このうち、平成14年5月に開通した松島有料道路に続く天草市有明町までの松島有明道路10キロメートルにつきましては、去る9月8日に供用を開始いたしました。これにより、天草地域への交通アクセスが強化され、地域の発展に弾みがつくものと期待しております。

引き続き、残る区間の整備促進について、国と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

かねてより熊本県と熊本地方気象台が連携し、試行を重ねてまいりました土砂災害警戒情報について、去る8月31日から発表を開始いたしました。

この情報は、大雨警報が発表されている地域で土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、県と気象台で共同発表するもので、市町村長が行う防災活動や住民等への避難勧告、また住民の自主避難等の判断材料として利用されることを目的としております。

近年、土砂災害が頻発する中で、この情報が有効に活用され、被害の軽減が図られることを期待するものでございます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今定例県議会に提案しております議案は、予算関係議案1件、条例関係議案等10件、報告関係8件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明します。

今回の9月の補正予算は、7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨及び台風4号、5号に係る県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するための砂防施設の整備など、災害関係事業に要する経費でございます。

また、公共工事の入札に係る最低制限価格の算定方法の見直しに伴う工事進行管理システム等の改修、本県が管理する道路橋の長寿命化修繕計画の策定及び国庫補助事業の内示増減等に伴う補正でございまして、合計で39億4,732万4,000円の増額補正をお願いしております。

また、県営農業集落排水事業及び周辺障害防止対策事業に係る債務負担行為を設定することとしております。

次に、条例関係の議決案件につきましては、熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び公共工事に係る市町村負担金について6件、予算関係と合わせて合計で11件の御提案を申し上げます。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件、熊本県土地開発公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について6件、合計で8件について御提案申し上げます。

その他報告事項としましては、7月6日からの大雨及び台風4号、台風5号による土木関係施設等被害状況について、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告、土木部、それと、熊本県の5年で見える道づくり「ちやく<sup>2</sup>プロジェクト2007」について、球磨川水系河川整備基本方針の報告会について、3陸橋(田崎、春日、段山)の撤去についての5件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、議案説明を行いたいと思います。

鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料が1冊、それから、経営状況を説明する書類が6冊、

その他報告事項5件を御用意いたしております。

それではまず、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

平成19年度補正予算でございます。

今回の補正予算におきましては、補助事業に係ります国庫内示増減、それから7月の梅雨前線豪雨などによります災害に伴う災害復旧費などを中心に計上をいたしております。

その内訳につきましてでございますが、上の表の2段目に、今回の補正額の欄がございます。一般会計、左の方から普通建設事業といたしましては、補助事業で6億6,715万3,000円の増額、それから、単県事業で8億5,771万9,000円の減額、直轄事業で5,005万円の増額を計上いたしております。

次に、災害復旧事業といたしまして、補助事業で38億3,084万円の増額、単県事業で2億5,700万円の増額を計上いたしております。

合わせまして、一般会計といたしましては39億4,732万4,000円の増額でございます、補正後の一般会計の合計予算額は、その下の段でございますが、1,182億9,836万5,000円となっておりますでございます。

右の方の特別会計について、今回補正額はございません。

以上で、一般会計、特別会計合わせました補正後の合計額でございますが、1,298億9,118万3,000円となっております。

下の欄の表は各課別の内訳でございます。

次に、2ページの19年度予算総括表をお願いいたします。

各課別の補正予算額とその財源内訳を記載いたしております。

表の一番下、合計欄でございますけれども、財源の内訳は、国庫支出金が26億327万円の増額、地方債が13億2,200万円の増額、その

他が1,584万5,000円の減額、一般財源が3,789万9,000円の増額となっております。

今回の補正予算に係ります土木部全体の予算の状況は以上でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

このページ以降につきましては、各課ごとの補正予算の詳細を記載いたしております。

まず、監理課の補正予算について御説明をさせていただきます。

今回、土木行政情報システム費ということで、1,202万1,000円の増額をお願いいたしております。

これは、部長説明の方にもございましたが、CALS/EC事業につきまして、ことし6月に策定をいたしました熊本県公共調達改革基本方針に基づきまして、最低制限価格の算出方法を19年度中に見直すということで、必要なシステムの改修を行う経費でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課でございます。説明資料の5ページをお願いいたします。

今回、道路改築費としまして9,000万円の減額補正予算を計上しております。

右の欄にありますとおり、国庫内示の増減及び特殊改良費への振りかえ内示減に伴うものでございます。

次の特殊改良費としまして、2億2,000万円の補正予算を計上しております。

国道2カ所の国庫内示減もありますけれども、道路改築費及び交通安全施設費からの振りかえ内示による増額に伴うものでございます。

次の緊急地方道路整備費としまして、3億3,300万円の補正予算を計上しております。

7カ所の国庫内示減もありますが、17カ所の国庫内示の増額に伴うものでございます。

続きまして、資料6ページの直轄事業等用地取得受託事業としまして、191万円の補正

予算を計上しております。

これは、九州横断自動車道延岡線の用地取得業務受託の事務費でございまして、用地受託事務量の増に伴うものでございます。

道路整備課といたしましては、補正額4億6,491万円で、現計予算は284億7,686万8,000円となります。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございます。資料の7ページをお願いします。

まず、上から2行目の交通安全施設費7億4,100万円の減は、上から5行目になりますが、国庫補助事業から、緊急地方道路整備費への振りかえによるものでございます。

それから、上から4行目の沿道環境改善費、これは舗装補修費でございますが、6,200万円の減は国庫内示減によるものです。

次に、橋梁の補修費の1,000万円の増は、今年度創設されました国の補助事業により、橋梁の長寿命化、延命化のための修繕計画を3カ年の予定で策定するものです。

道路保全課、計で1億4,000万円の減額となります。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。9ページをお願いいたします。

河川改良費ですが、1億2,000万円の増額を計上しております。

内訳は、都市河川改修費の増額で、国庫内示増に伴う増額でございます。

それから、上から3段目の海岸保全費でも1億2,000万円の増額を計上しております。

内訳は、海岸高潮対策事業費の増額、国庫内示増に伴う増額でございます。

10ページをお願いいたします。

最上段の河川等補助災害復旧費につきまして、38億3,084万円の増額を計上いたしております。

内訳といたしましては、上から2段目の現年発生国庫補助災害復旧費で、これはことし7月の梅雨前線豪雨及び台風4号、5号に伴います災害復旧費、これの補正費でございます。

それから、上から3段目の河川等単県災害復旧費につきまして、2億5,700万円の増額を計上いたしております。

内容といたしましては、災害復旧事業設計調査費で、これは河川や道路などの公共土木施設災害復旧箇所の調査、測量設計に関する委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、10ページの最下段にありますとおり、43億2,784万円の増額でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。11ページをお願いいたします。

まず、港湾建設費でございますが、これらは、3行目の国の直轄事業費の増に伴う県負担金の増及び2行目の地方港湾改修事業費、それと4行目の港湾補修事業費の内示減によるものでございます。

以上、11ページの一番下の段でございますが、一般会計で95万円の減額補正となりまして、補正後の港湾課の計は60億8,660万3,000円でございます。

港湾課は以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。12ページをお願いいたします。

街路事業費としまして、補正額4億300万円の減額となっております。

内訳としましては、2段目の単県街路促進事業費が1億円の減額でございます。これは補助採択に伴う減でございます。

それから、3段目、緊急地方道路整備費、街路の分でございますが、1億9,500万円の減額となっております。これは国庫内示減で

ございます。

それから、4段目、街路整備事業費でございます。1億8,000万円の減額となっております。これも国庫内示減になっております。

最下段から2行目の住宅市街地盤整備事業費、7,200万円の増額となっております。これは国庫内示の増によるものでございます。

トータルといたしまして、一番最下段、4億300万円の減額となっております。よろしく申し上げます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整備総室でございます。13ページをごらんください。

まず、2行目の連続立体交差事業費ですが、16億9,000万円の国庫内示減等となっております。

これは、予定しておりました連立事業の鉄道高架化工事が、新幹線工事とほぼ同じ場所での工事を予定しておりましたが、安全性の確保等の観点から調整を図りまして、今年度は新幹線工事を優先させることとしたことによるものでございます。なお、連立事業の28年度完成の工程への影響はございません。

次に、4行目の土地区画整理事業負担金ですが、これは、熊本市が施行いたします区画整理事業地内で、県が管理いたします街路の整備に伴う負担金でございまして、国からの内示増があつてございまして、1億1,100万円余の県負担金の増となっております。

それから、下の方の緊急地方道路整備費と住宅市街地総合整備促進事業費につきましては、これは国からの内示増減でございます。

以上、新幹線都市整備総室は16億2,000万円余の減額でございまして、補正後の予算額は252億9,400万円余となっております。よろしく御審議のほど申し上げます。

○首藤下水環境課長 下水環境課長の首藤で

ございます。説明資料の14ページで御説明させていただきます。右側の説明欄をごらんくださいませ。

今回、お願いしております補正は、平成20年度におきます債務負担行為の設定でございます。

菊鹿東部1期地区県営農業集落排水事業でございますが、山鹿市菊鹿町木野地区一帯の農村集落から発生しますし尿、生活排水等の処理を行うため、農業集落排水施設の整備を行うものでございまして、平成15年度に事業に着手し、平成20年度に完成させる予定でございます。

これまでに河川環境及び中継ポンプの整備を終えてございまして、残る汚水処理施設の整備を進めており、現在、土木工事、機械設備工事、電気設備工事を施工しているところでございます。

汚水処理施設のうち、建築工事及び防食工事費でございますが、設計がまとまりまして11月ごろの発注予定としておりますが、工期が1年近くかかりまして平成20年度に及びますことから、平成20年度歳出分1億1,700万円を債務負担によりまして確保する必要がございます。これで今回の補正予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山砂防課長 砂防課でございます。15ページをお願いいたします。

まず、最上段の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、国の内示減に伴いまして5万2,000円を減額しております。

次に、2段目の単県地すべり対策費、それから3段目の単県急傾斜地崩壊対策費でございますが、去る7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨によります被災箇所でございます。補助事業に乗らない規模への対応でございます。それぞれ1,500万円、それから3,930万円を計上しております。

次に、砂防掘削事業費でございますが、これも今回の災害対応でございます。溪流での流出土砂や流木等の撤去処分を行うものでございまして、美里町の熊ヶ谷川ほか6カ所で5,000万円を計上しております。

次に、砂防調査費でございますが、今回、災害対応としまして、美里町で災害関連緊急砂防事業を4カ所、八代市泉町の横手で災害関連緊急地すべり事業を1カ所予定しております。被災状況の調査や補助申請のための測量、設計に要する費用として、それぞれ4,000万円、1,000万円を計上しております。

また、あわせて急傾斜地崩壊危険区域の区域指定の費用として、3カ所、90万円、合計の5,090万円を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

まず、上段の災害関連緊急地すべり対策事業費、それから3段目の災害関連緊急砂防事業費でございますが、それぞれ災害対応でございます。八代市泉町横手におきます地すべり対策として8,640万円を、美里町におきます4カ所の土石流対策としまして10億4,544万円を計上しております。

次に、中段の周辺障害防止対策事業費でございますが、国の内示増に伴いまして1,956万5,000円を計上しております。

あわせまして、事業進捗を図る観点から、8,700万円を限度といたしまして債務負担行為の設定をお願いしております。

砂防課としましては、13億655万3,000円を補正いたしまして、計の82億9,602万8,000円となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、条例改正について説明をお願いいたします。

山本都市計画課長。

○山本都市計画課長 それでは、17ページをお願いいたします。

第12号熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について、24ページの概要の方で説明をいたしたいと思います。24ページをお願いいたします。

第12号熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について。

まず1番目に、条例の名称でございますが、熊本県景観条例の一部を改正する条例でございます。

2番目としまして、制定改廃の必要性でございますが、景観法の施行に伴いまして、景観計画の策定、建築物、または工作物の形態、または色彩、そのほかの意匠についての変更命令等、同法に基づく制度を導入するための関係規定を整備する必要があるということでございます。

3番目、内容についてでございますが、(1)条例の目的には、景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し、必要な事項を定めることを加えて整備を図ってまいります。

(2)番目、景観計画につきましては、景観形成基本方針に即して定めることを規定しております。

(3)番目、届け出の対象となる行為は、以下に掲げる行為という旨を規定しております。

アとしまして、景観形成地域における次に掲げる行為、(ア)から(キ)まででございます。それから、中ほど、イとしまして、特定施設届け出地区における次に掲げる行為ということで下に記載をしております。それから、最下段、ウとしまして、景観形成地域を除く景観計画区域内における次に掲げる大規模行為ということで、25ページをお開きいただきたいと思っております。(ア)から(オ)まで記載をしております。

それから、(4)番目としまして、(3)番に掲げる行為の届け出をした者は、変更しようとするときには変更届を出しなさいという旨の



規定をしております。

(5) 番目としまして、知事は、制限に適合しないと認めるときは、設計の変更、そのほか必要な措置をとるよう勧告することができるという旨を規定しております。

(6) 番目は、適用除外となる行為を規定しております。

それから、(8) 番目は、景観計画の策定及び変更については、景観審議会の諮問事項とするということを規定しております。

(9) 番目、良好な景観の形成に関する条例を制定している市町村の区域については、届け出等の規定を適用しないと、除外の規定をしております。

(10) 番目は、平成20年4月1日から施行するという旨を規定しております。

以上でございます。

○首藤下水環境課長 下水環境課長でございます。説明資料の28ページをお開きくださいませ。

第13号熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、制定をお願いする条例の名称は、熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例でございます。

これは、熊本北部流域下水道を、昭和57年度に事業を着手いたしまして、平成元年3月から一部区域での汚水処理を開始したところでございます。このため、昭和63年9月議会におきまして、熊本県流域下水道条例の制定を承認いただいたところでございます。

このたび、平成15年度から、流域関連公共下水道の整備を進めてこられました植木町において、来年3月から一部区域の汚水処理を開始する予定とされておまして、流域下水道へ接続する必要がございます。このため条例第2条の公共下水道の処理区域の存する市町村に植木町を加えるものでございます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

す。

○岩下建築課長 建築課でございます。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。お手元の資料の29ページ、30ページをお願いいたします。30ページの概要で御説明いたします。

まず、1の条例の名称でございますが、熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例と申します。

次に、2の制定改廃の必要性でございますが、昨年5月31日に、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律が公布されまして、この法律による都市計画法の一部改正に伴いまして関係する規定を整理するものでございます。

3の内容でございますが、今回の都市計画法の改正において、人口減少社会を迎え、増大する人口を受けとめるための大規模開発の必要性が低下する中、大規模な開発行為であれば許可できることとするものの合理性が失われたとの理由から、市街化調整区域における大規模開発行為の許可の基準に関する規定が法律から削除されましたので、当該規定に基づいて、市街化調整区域における開発行為に関する面積の特例を定めております条例の規定を削除するなど、関係規定の改正を行うものであります。

最後に、本条例の施行日は、改正都市計画法の施行日に合わせまして、平成19年11月30日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○吉川住宅課長 31ページでございます。

第15号熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。33ページの概要のところ御説明いたします。

条例の名称でございますけれども、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

制定改廃の必要性でございますが、平成19年4月に、東京都営住宅におきまして、暴力団員による立てこもり発砲事件が起こっております。そのほか、公営住宅におきまして、暴力団員等による殺人事件や傷害事件、また他人名義による不正入居や不正使用等、さまざまな問題が全国に多数発生しております。

このような状況を踏まえまして、本県の県営住宅及び県営改良住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保、それから公営住宅制度への信頼確保等のため、県営住宅及び県営改良住宅の入居者、同居者等から暴力団員を排除するため、関係規定を整備する必要があるということでございます。

内容でございますけれども、(1)といたしまして、暴力団員の意義を定めております。

これは暴力団の定義でございますが、暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員をいうということにしております。

(2)でございますけれども、これは入居者の資格等でございますが、暴力団員は入居できないということを規定しております。

(3)でございます。これは、県営住宅に同居しようとする者が暴力団員である場合には、同居の承認をしないという規定でございます。

(4)としまして、県営住宅の入居者から入居の承継をしようとする者が暴力団員である場合は、この入居の承認をしてはならないという規定でございます。

(5)は、県営住宅の入居者または同居者が暴力団員であることが判明した場合には、県営住宅の明け渡しを請求することができるということをうたっております。

その他(6)番としては、その他の規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、市町村負担金について、また専決処分の報告について、鷹尾監理課長にお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

公共事業の経費に対します市町村負担金について御説明をさせていただきます。35ページをお願いいたします。

この市町村負担金につきましては、35ページの第23号議案から43ページの第28号議案まで6つの議案を御提案申し上げておりますが、複数の課の事業で構成をされておりますので、監理課の方から一括して御説明をさせていただきます。

本件につきましては、市町村負担金に係ります同意書を当該市町村から徴取の上提案をするということにしておりますが、例年9月議会においてお願いをしているものでございます。

まず、35ページの第23号議案平成19年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

表の左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額を記載しておりますが、単県道路改築事業(改良)等6つの事業につきまして、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、前年度と変更はございません。以下、同じ様式で記載をいたしております。

次に、37ページをお願いいたします。

第24号議案平成19年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、前年度と変更はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

第25号議案平成19年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、このうち5番目の球磨川上流流域下水道維持管理事業についてでございますけれども、流入水量の増加に伴いまして、流入水量1立方メートル当たりの単価を10円引き下げまして、112円から102円に変更しているところでございます。

また、6の八代北部流域下水道維持管理事業につきましても、同様に1円引き下げて、94円を93円に変更をいたしております。

次に、39ページをお願いいたします。

第26号議案平成19年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金でございますが、前年度と変更はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

第27号議案平成19年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金でございます。

このうち変更点でございますが、41ページをお願いいたします。

平成18年度に新たに追加されました13番の直轄港湾改修事業、それから、14番、18番、19番、20番の重要港湾関係の事業につきましては、平成18年度のみ経過措置ということで事業費を2分の1控除するという事で、負担すべき額を半分に減額をいたしておりましたが、経過措置が終了したということから、事業費の2分の1の控除を削除しているところでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第28号議案平成19年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金でございますが、前年度と変更はございません。

市町村負担金につきましては以上でございます。

引き続き、専決処分の報告について御説明を申し上げます。45ページをお願いいたしま

す。

職員に係ります交通事故の和解につきまして、地方自治法180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

今回、2件の職員による交通事故の和解の専決処分について御報告を申し上げますのでございます。

まず、報告第1号でございますが、46ページの概要により御説明を申し上げます。

この事故は、平成19年5月15日に、宇城地域振興局用地課の職員が、宇土市の国道3号交差点付近を走行中に、交差点を右折するために右折レーンに進路を変更しようとしたしましたが、後方から参りました相手方所有の軽乗用車に接触をさせたことにより発生をしたものでございます。

この事故につきましては、相手方との示談交渉の結果、賠償責任割合を県が90%、相手方10%とし、県から相手方に3万5,060円を支払うことで双方合意をしたものでございます。

次に、報告第2号でございますが、48ページの概要により御説明を申し上げます。

この事故は、平成19年6月27日に、上益城地域振興局の維持管理課職員が、公用の軽乗用車で上益城郡山都町北中島地内の交差点に進入をしようとしたしましたが、赤信号で停車中の自動二輪車に気づくのがおくれ、急ブレーキで停車をしたと。接触はなかったわけでございますけれども、相手方が驚いて転倒され、相手方所有の自動二輪車に損傷を与えたというものでございます。

この事故につきましては、県の方が100%の損害賠償責任ということで相手方と示談交渉を行いました結果、県から相手方に5万2,153円を支払うことで双方合意をしたものでございます。

今後とも、職員の交通事故の防止につきましても、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろ

しくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、経営状況の説明をお願いいたします。

清田用地対策課長。

○清田用地対策課長 報告第18号土地開発公社の経営状況を別冊資料により御説明をいたします。別冊資料の方をお開きください。

土地開発公社につきましては、昨年9月の県議会で民事調停受諾を議決いただき、12月議会での解散議決を得て、本年3月30日に解散しました。その後、7月に清算を結了し、廃止手続をすべて終了しております。

まず、資料の2ページをお開き願います。

平成18事業年度実績ですが、県から用地取得事業を受託しています。18年度事業は、この1件だけを実施し、後は解散関係の処理を行っています。

次に、3ページをお開き願います。損益計算書ですが、1の事業収益の公有地取得事業収益に36億5,000万円余を計上しています。これは、国から受託した先行取得用地の国による買い戻しと県営の引き継ぎによる収益です。

これに対し、2の事業原価の公有地取得事業原価に55億円余を計上していますが、事業原価が事業収益を上回っているのは、県が依頼した先行取得用地が、民事調停に基づき県に無償譲渡されたためです。

次に、5の特別利益として52億8,000万円余を計上しています。これは民事調停に基づく県の債務免除分などです。

また、6の特別損失の(2)その他の特別損失に38億3,000万円余を計上しています。これは銀行が債務と預金を相殺した分などです。

以上により、当期損失が4億3,900万円余となっています。

次に、4ページの貸借対照表の資本の部をごらんください。

基本財産に、県からの出資金1,000万円が計上されています。これに前期繰越準備金から当期純損失を差し引いた準備金合計3億700万円余を加えた資本合計が3億1,700万円余となっています。

次に、6ページをお開き願います。

平成19清算年度実績について記載しています。

概要につきましては、最初に御説明しましたように、本年7月に廃止の手続をすべて終了しています。なお、3億1,500万円余の残余財産については、全額県に引き渡されています。

7ページと8ページに収支が計上されていますが、経常損失が129万円余となっています。

9ページをお開き願います。

貸借対照表の一番下の資本合計が3億1,500万円余となり、これが残余財産として県に引き渡されています。

以上で説明を終わりますが、土地開発公社の廃止につきましては、これまで長期にわたり県議会で御審議いただきましたことに深く感謝申し上げます。

以上です。

○戸塚道路整備課長 資料50ページの報告第19号でございます。

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類ですけれども、お手元にお配りしております冊子により説明させていただきます。まず、1ページをお願いいたします。

平成18事業年度事業報告書でございますが、道路公社の設立目的、事業の概要、そして実施状況を記載しております。

2ページをお願いいたします。

2ページの方には、通行台数及び料金収入の状況を記載しております。

通行台数としまして、118万3,476台、料金収入、下の方ですけれども、2億2,176万5,720円となっております。計画台数、そして計画収入を下回っております。しかしながら、経営努力によりまして、償還計画に支障を来すような事態には至っておりません。

3ページの後の4ページですけれども、損益計算書を初めといたしまして、以下関係書類を記載しております。

去る9月8日の松島有明道路の開通に伴いまして、松島有料道路の交通量が、昨年同時期と比べまして約7割の増加になっております。これは想定に近い交通量でございまして、今後道路公社の経営も安定の方向に向かうことが期待できると考えております。

以上、道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○松永河川課長 報告第20号の財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類に基づきまして説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

事業の欄に書いてございますが、本基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となります水没地域の住民の生活再建、及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うために設立されたものでございまして、平成18年度の事業では、関係区市町から負担金143万8,000円を受け入れまして、基金の基本財産の運用益もあわせて事業を行っております。

水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対しての資金の交付ということで、南阿蘇村に対しまして、道路整備に要する費用の助成として、同じく143万8,000円を助成しております。

また、下に書いてありますが、ダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡として、基金の理事会、評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

18年度の収支計算書でございます。

表中ほどの収入合計、これが486万264円に対しまして、下から3段目でございますが、支出合計203万5,738円で、次期繰越収支差額、これが最下段でございますが、282万4,526円でございます。

3ページは財産目録、4ページが正味財産の増減計画書でございます。

現在の資産合計、これが3,282万4,526円となっております。負債はございませんので、正味財産が3,282万4,526円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

19年度の事業計画でございます。

19年度の事業といたしまして、南阿蘇村が行います道路整備に対しまして450万円の助成を計画しております。

今後とも立野ダム建設が円滑に推進されますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本都市計画課長 52ページをお願いいたします。

報告第21号財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

冊子をお配りしております。平成19年9月、財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度事業実施概要でございます。

地域緑化及び景観整備等を推進するために、基金等を原資としまして各種助成事業を実施しております。

1番目としまして、基本財産等の造成状況でございます。一番右の計の欄でございます。19億9,913万1,984円でございます。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度決算書、収支計算書をつけております。最下段でございます。収入合計が7,085万5,340円でございます。

5ページをお願いいたします。

支出の部で、当期支出合計が5,586万2,987円、次期繰越収支差額が1,499万2,353円となっております。

続きまして、6ページに貸借対照表、それから7ページに財産目録を記載しております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

大きな3番目としまして、平成19年度の事業計画を記載しております。

2番目の緑化基金に係る事業としまして、(1)普及啓発事業、それから2番目、助成事業としまして、緑化ボランティア支援助成事業、それから花いっぱい運動助成事業等を推進してまいります。

9ページには、平成19年度の収支予算書を掲示しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○首藤下水環境課長 下水環境課長でございます。

資料の53ページでございますが、報告第22号財団法人熊本県下水道公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の財団法人熊本県下水道公社の経営状況を説明する書類で、パンフレットがございますので、これで御説明させていただきます。

これは、平成18年度から指定管理者制度を導入したことに伴いまして、昭和63年度以降、流域下水道の管理を行ってまいりました財団法人熊本県下水道公社が、平成18年3月31日をもって解散いたしました。このため、民法に基づきまして清算の事務処理を行いつつ、平成19年3月16日、清算が結了いたしましたので、その内容について御報告申し上げる

ものでございます。

お手元の白いパンフレットの1ページをお開きくださいませ。

清算書でございます。

まず、1番目の解散時の資産総額でございますが、これは平成17年度に公社が締結しました委託業務にかかわる未払い金約6,100万円余でございますが、これと公社の残余財産でございます6,600万円余の合計で、公社から清算法人が引き受けました額でございます。

2番目の解散後の収入につきましては、その後に発生しました利息、還付金がございます、これと1番の解散時資産総額とを加えました1億2,731万7,481円が清算の対象となる総額でございます。

次に、3番目の解散及び清算諸費につきましては、(1)で解散事務に要した経費と(2)の未払い金の支払いの合計でございます。

この1番と2番の合計の清算総額1億2,731万7,481円から、この3番目の解散及び清算諸費を差し引いた残りが、4番目の差引残余財産の額6,518万1,073円でございます。これが清算の対象となるものでございまして、これを5番目の残余財産の処分方法に記載の12団体に出捐金の比率に応じまして配分し、寄附を行って清算を終えました。

以上で御報告を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。

54ページの報告第23号でございますが、お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って御説明いたします。1ページをごらんください。

平成18年度事業の実施状況についてでございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森で103区画を分譲したのを初め、他の5地区で14区画、合計117区画を分譲いたしております。

次に、賃貸管理事業でございますが、宇城市小川町の60戸を初め、ほか2地区で78戸、合計138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビル管理事業等を実施しております。

また、賃貸住宅等管理受託事業といたしまして、熊本県や独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務を受託いたしました。それぞれ実施しております。

次に、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業でございますが、菊池郡菊陽町津久礼ほかで、施行者として前年度に引き続き実施いたしました。

なお、実施期間でございますけれども、清算期間として5年間を追加し、事業終了年度を平成18年度から平成23年度に変更いたしました。

次に、2ページをお開きください。

2ページから11ページまでですが、これは平成18年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録でございます。

まず、2ページ、3ページでございますが、貸借対照表になります。

3ページの上から3段目になりますが、特定準備金において、前期決算額17億3,900万円余から当期決算額がゼロ円になっておりますが、これは、平成18年6月に、地方住宅供給公社法施行規則の改正に伴いまして、住宅地分譲事業準備金及び賃貸住宅管理事業準備金の取り扱いが、残高の全額を利益剰余金に移行することになったためでございます。よって、熊本県住宅供給公社においても、特定準備金17億3,908万1,018円全額を利益剰余金へ移行させております。

また、それに伴い、一段下の剰余金が、前期決算額2億5,000万円余から当期決算額19億9,000万円余へ増加しております。

次に、4ページは損益計算書でございますが、一番下にありますとおり、当期純利益と

いたしまして4,500万円余を計上いたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

平成19年度事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森93区画、ほか4地区で20区画、計113区画の分譲を実施する計画でございます。

次に、賃貸管理事業といたしまして、宇城市小川町の60戸、ほか2地区で78戸、合計138戸の公社賃貸住宅を引き続き管理、運営するとともに、公社ビル管理事業等を実施する計画でございます。

また、賃貸住宅等管理受託事業といたしまして、熊本県、独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務を受託、実施いたします。

次に、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業でございますが、菊池郡菊陽町津久礼ほかで、施行者として引き続き実施していきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

ここで質疑を受けたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

○山本秀久委員 ちょっとお尋ねしますが、ずっと書類を見ていて、国庫内示減が大分多いみたいだけど、それにまた増額もあるようだけど、どのぐらいの比率が出ていますか、減額。

○鷹尾監理課長 今回、国庫の内示でございますが、全体で見ますと、平成19年度の現時点における内示総額は500億5,456万1,000円ということで、平成18年度のこの時期の内示に比較いたしますと、全体につきまして、おおよそ対前年、同じぐらいの比率で内示をい

ただいているという状況でございます。

○児玉文雄委員 7ページの橋梁長寿命化修繕計画事業、これは初めて聞いたような名前だけど、物には寿命というのがあるわけですよ。その寿命を超して長くするのか。そうすると、いろいろ橋なんかで問題になっているのは、耐震構造化ができていないとかなんとかで、まず耐震構造をやって地震に耐えるような橋、そういうのをした上で長く保てるのか。それなら、その長い期間というのはどれくらいなのか。

それと、今やっぱり各地域で問題になっているのは、橋は寿命的にはもつかもしれぬけど、道路幅員が狭いと。そういうのは、道路幅員を拡張して寿命化を図るのか、ただ寿命化を図っていくのか、そこらあたりのちょっと説明をお願いいたします。

○宮本道路保全課長 熊本県が管理します橋梁は、2メートル以上でございますが、3,800橋、このうち長寿命化修繕計画の対象となります橋長20メートル以上が930橋ほどございます。

現在では、建設されてから50年を超える橋梁が45ございます。これは約5%足らずでございますが、10年後には128橋、14%、それから20年後には……

○井手順雄委員長 ゆっくり言わなわからぬ。マイクを近づけてください。

○宮本道路保全課長 20年後には、344橋、約37%、4割近くが高齢化することになります。

10年後、20年後に集中します橋梁の高齢化対策としまして、これまでは傷んでから補修する対症療法的な修繕とかかけかえをやってまいりましたが、より一層橋梁の安全性、信頼性を確保するためにも、この計画を策定し

まして、予防的な修繕、計画的なかけかえ等、橋梁の保全計画を展開してまいりまして、橋梁の補修、かけかえ費用の縮減と平準化を図ることとしております。

橋梁の寿命につきましては、通常60年から75年と言われております。この高齢化の目安が50年ということですので、一応50年の橋梁を対象として、予防的な補修、それから計画的なかけかえをしていくということでございまして、細やかな補修をすることによりまして100年以上は耐用年数をもつというふうに言われております。

それから、幅員等につきましては、この橋梁補修と同時に路側の幅員等が以前の幅員でやられておりましたので、同時に幅員を広げる、それから支承等の改修等も含めてやっております。

よろしゅうございますか。

○児玉文雄委員 ということは、今後、熊本県の老朽化した橋、まあ一つの目安が50年、それ以降の橋は、ほとんどこういう長寿命化で補修をして100年までもたせるということは、あんまりかけかえ等はしないためのこのやり方、どうですか、そのあたりは。

○宮本道路保全課長 かけかえは全然なくなるということはないかと思いますが、一度に集中するかけかえの橋梁数を平準化して、何年かで平均的にかけかえていくという形になるかと思えます。全体数としては、かけかえ橋梁数は少なくなるように、予防的な補修を進めてまいります。

○児玉文雄委員 それなら、拡張もちゃんとした上でやるというわけですね。道路の幅員あたりもですね。

何かしら不安を感じるような感じですよ。橋げたが落ちたとかなんとなんかなりはしないかなと。そこらあたりはちゃんと計算づく



でやっておられるのか。

今まで過去に橋の、まあ大きいのはどこか山鹿あたりで橋げたが落ちて、人命が、被害があつて亡くなりか——亡くなりはしなはらんだつたか、ああいうのが幾つか県に事例があるわけですね。大体、そういう事故というのは、何年ぐらいでそういう事故が発生するんですか。

○宮本道路保全課長 今おっしゃいましたのは、植木温泉のところで、梅雨時期に伊知坊橋という橋が落橋しましたが、これは橋脚が洗掘されまして橋脚が倒れたために上部が落ちて、その中にちょうど運転されていた主婦の方と娘さんお2人が落橋されて、2人亡くなったんですが……

○児玉文雄委員 何十年ぐらい経過しとったのかな。やっぱり洗掘されたということも、つくってすぐ洗掘されることはないから、長い年月の中で下がえぐられてそういう事故が起きているわけだから、大体どれぐらいかな。

○井手順雄委員長 どうですか、答えできますか。

○児玉文雄委員 大体のところでもいいたい。

○宮本道路保全課長 ちょっと架設年次がわかりませんので、何年間経過したかというのは……

○井手順雄委員長 それは調べてから。

○宮本道路保全課長 はい、後ほど調べまして……。

○児玉文雄委員 何かしらこのやり方を見てみると、今後熊本県には、かけかえの橋がもうなくなるか、大変少なくなると、これが一

つの政策的になってきはしないかというような心寒い感じがするわけですね。老人会じゃなかばってん、長寿命どうのこうのと言うてから、高齢化とかなんとか書いてあるけど、何かしら私は心寒い。やっぱりある程度——まあ一つの基準というのは50年ですかね。

○宮本道路保全課長 老齢化の目安として50年という形でございます。

○児玉文雄委員 50年でしょう。それから以上のを、いろいろ幅員を拡張したり補強をしたり、そして100年までぐらいもたせたいと。何かしら危険もそこに伴うような事業じゃないかと。それと、少々寂しいこれは政策だな。

○井手順雄委員長 じゃあ、これにあわせて耐震という形の中で、橋梁の改修というのは、これとは別な工法というか、また別な予算づけでやとられるわけであると思うんですが、50年寿命の来たやつが45橋ぐらいあると。そういう中で、耐震工事はどうなるんですかね。ちょっと関連で質問したいんですが。

○宮本道路保全課長 平成7年の兵庫県南部地震以来、平成7年から14年度までかけまして落橋防止ですか、けたがかりが短いやつと、横にずれて落ちるやつの落橋防止を重点的に進めてまいりましたが、最近では下部工の補強ということで、下部工の鉄筋量が中段で少なくしてあるから下部工が折れ曲がったということで、下部工の補強関係を進めておりまして、この耐震対策が、要対策橋梁数が174橋、調査している時点でございましたが、平成18年度末に93橋の整備を終えまして、約53%の整備済みでございます。

○井手順雄委員長 いや、それが50年たった——ここで言う寿命化修繕工事の対象となる橋梁に対しての耐震工事もあわせて行ってい

るんですかという意味ですけれども。

○児玉文雄委員 それは私も言ったでしょうが、耐震構造がちゃんとできとるのかと。じゃないと、ただ、耐震ができずに、いろいろ道路拡幅したり補強したりしても、法的にそれが完全に耐震工事が進んでいるというクリアができるのかと。

だけん、この45のうち、今耐震改修ができてないのがどれだけぐらいあるのか。これは全部耐震は済んでおりますというのか、問題はそこですよ。

○渡邊土木部長 実は、熊本県では、さっきのをちょっと強くしますけど、平成3年に伊知坊橋の事故がございました。人が2人亡くなったということで、その後全橋梁3,800についてまず緊急調査をしました。それから、悪いところはずっと順次補強をやってきました。平成13年、10年たった時点でまたもう一回、熊本県は独自に全橋梁を調査をかけております。そして、計画的にそれぞれやっています。

それと別個に、耐震化というものについては、緊急輸送道路というのが県の中に決まっています、そこの橋長が何十メートル以上か……済みません、ちょっとメートル数、わかりかし長い橋梁については、耐震を全部チェックして順次耐震化を今やっています。それが先ほど宮本課長が言った、今まで93橋ができています。それが今天草の5橋も含めてやっています。

それと別個に、今度長寿命化というのは、これは国全体の話です。熊本県だけじゃなくて、補助事業ですから、日本国全体で、先ほど高度成長期に非常に多く橋梁がかけられたということもあって、これが一遍にかけかえ時期が来ると、非常に財政的な面も、いろんな面で支障が出るので、これを平準化しようと。寿命を延ばしながら、いろんな手当てを

しながらバランスよくかけかえあたりができるような計画的なものにやっていこうというようなことが一番手に置かれたこの日本全体のあれで、熊本県の場合、これで3カ年で20メートル以上の橋梁のチェックを今から全部やると。

今まで私ども、独自で伊知坊橋から調査をやったものを、それと耐震橋梁のもの、それを含んだところでこの計画を立て直すということにしております。決してかけかえをしないということじゃなくて、一遍にかけかえ時期を迎えないような方法をこの計画の中に入れて、手当てを少しずつやっていこうという考え方の計画でございます。

○児玉文雄委員 一応、物には寿命というのがあるわけですよ。この寿命を延ばすということは、かなりのやっぱり補強、まあ人間でも80あたりになりゃあした死んでもおかしくない。この橋でも、50年たちや、いつ橋が落ちたり、いろいろの——下部がいろいろ掘削されて横倒しになったとか、そういう事例はあるわけですよ。言葉としては、平準だとかなんとかいい言葉のごたるけど、どうもあんまりいい政策じゃないなど。何か事故でも起きたら、これは大変な責任ですよ。

○渡邊土木部部長 もう一言ちょっと追加させていただきますと、そういう危ない橋梁というものが見つければ、物の品質というものが、やはり寿命が同じ橋でも、非常に品質的にいいものというのは——まあいいものと悪いものとそれぞれありますので、非常に品質が劣化しているものについては、それはもう50年でもかけかえるということになるかと思えます。そういうのを全部調査して、すべてを長寿命化するということじゃなくて、やはりその状態に合わせてかけかえなり補強で、長引かせるものは補強で長引かせる、そういう対策になろうかと思っています。

○児玉文雄委員 だから、心配は、道路幅員も改良もせず長寿化だけ図ったんじゃない、地域住民の今の、何というか、大変交通安全上とかいろいろで苦労してる。

わかりやすく言うと、甲佐の田口橋、あれをかけかえてくれていつもお願いするんだけど、あれも恐らく50年ぐらいもうたっているんじゃないかな。まだ若い橋だったら補強もされないと。そうすると、道路の幅員は、大型が通ったら、通学路もその道路は兼ねとるわけですが、もう何しても体を橋の方にこうしておらないと、トラックあたりが通るときは危険で仕方がないと。

そういうのも、やっぱり完全な今の規格に合うたというか、私はやっぱりその長寿化を図るときは、そういういろいろの問題を整理した上で長寿化を図るといようなことをやらないと、ただ橋の寿命を延ばすだけでは、私は、大変問題をそのまま先送りしたことになりゃしないかという気がするんです。

私は以上です。

○井手順雄委員長 じゃあ、そこら辺もあわせながら今後検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○山本秀久委員 監理課長、さっき言いよったように、比率の関係で聞いたけれども、その問題でちょっと私懸念するのは、よく勉強不足でわからぬけれども、今ゼネコンが——地場産業育成は重要だ。そういうときに、今までゼネコンが大体熊本に100社以上あったと思う。そういうとき、入札問題とかいろいろな問題で、ちょっと営業所を外してしまうわけだな。そうしたら、雇用の問題なんかが大変——事務所を借りている100社なんかがこの地元におれば、いろんな問題に——大体1つの営業所なんか2,000万円ぐらいの

金を落とすとするとと思うんだよな、家賃とかなんかで。そうしたときに、そこに働く従業員のやっぱり雇用の問題もあるし、だからってゼネコンがどうのこうの言っとるんじゃないんだ。地場産業育成だから。だから、そういう点の問題というのはよく考えてやっていかぬと、みんな熊本から引き揚げてしまうような感じがしてならないわけだな。そういう点もよく考慮した物事の解釈はしてあるのかどうかだね。

○鷹尾監理課長 発注政策についてのお尋ね……土木部といたしましては……

○山本秀久委員 私が言うのは、ゼネコンがおるからどうのこうのという、それを入札とかどうのではないんだ。ただ、そういうものが引き揚げてしまうような状態が生まれてきよるが、そういう点の検討はどういうふうにしとるかということだね、熊本県として。相当地に雇用の促進にも、大変やっぱり——ほとんど福岡に引き揚げてしまひよるわけだな。

○児玉文雄委員 営業所だよ。何々建設会社の熊本営業所というのが、今全部福岡にまた逆戻りしよるわけだよ。そうすると、新幹線あたりができりゃ、もう全く熊本はゼロにも近くなるような可能性があるよと、その心配を聞いておられるわけです。

○鷹尾監理課長 発注に当たりまして、土木部といたしましては、建設業、ゼネコンの営業所も含めて、委員御指摘のとおり、地域の経済、雇用に非常に大きな役割を持っておるといことは理解をいたしております。

基本的には、県の発注の中で、地元でできるものは地元でということではやっておりますが、当然県外でなければできない工事もまだたくさん残っております。そのあたりについて、なるべく地元で地元の利のある方が参加

しやすいような形は、今後とも工夫、研究をしていく必要があるかなというふうに思っております。

○山本秀久委員 先行きいろいろ考えたときに、営業所を持った会社がやっぱりいろいろ入れるような感じがあればいいけど、今の状態でいくと、どこからでもわっと入ってこれるわけだな。そういう点は、やっぱり各支店の問題もよく考慮すべきじゃないかなという感じが私がするわけだな。

○鷹尾監理課長 委員御指摘の点、非常に重要な問題と思っておりますので、具体的にどういう方法が制度の中で可能か、しっかり研究してまいりたいと思っております。

○児玉文雄委員 だから、入札条件のとき、熊本市に営業所を持っている業者というような条件をつくるとかなんとか、まあそういうことも一つの方法でしょうね。

○井手順雄委員長 これはちょっと難しい問題でもありますし、この辺はやっぱり、今話の中で、地場企業ができるものは地場企業、ゼネコンさんが、特殊技術が必要なものは必要なもので選ぶというようなすみ分けをしながら、お互いが立っていくようなやっぱり発注というのを今後心がけていっていただきたいというふうに思います。

○山本秀久委員 今委員長も言われたように、ただもうそのときに、ここに営業所がないのがよそから来てぽっと入ってしまう。熊本県に営業所を持った人間は、やっぱりよく考えとかんといかぬということを言っている。

○井手順雄委員長 条件つけとくたい、熊本は。

○鷹尾監理課長 新幹線の関係で、いろんなメリットもデメリットも予想されるわけでございますし、関係の部局とも連携し、その辺情報交換しながら工夫をしてまいりたいというふうに思います。

○岩中伸司委員 関連もするんですけども、新幹線は前置きで、私が一番心配するところはそこですね。新幹線が来れば35分で福岡まで行くなら、これはそれだけじゃなくて、県の福岡事務所も引き揚げて熊本に来るとじゃなかろうかと。それぐらい空洞化していくという心配、これは蛇足ですが、そんな感じで思っています。

ちょっと1つ、最近報道されたので、落札率が昨年度、その前年度と比べれば9ポイントぐらいは下がっているということで……

○井手順雄委員長 それはちょっとその他になりますので、議案の中で……。

○岩中伸司委員 それなら、その他で。それなら、議案でいいですか。

○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

○岩中伸司委員 今、内示減の話が出されていましてけれども、私も、地元でこれを見ていけば、9ページにも、高潮対策で、この荒尾海岸はマイナスの6,000万円、これは河川課ですけども、あと都市計画の中で、12ページ、これも荒尾に関係するやつが記載をされていて、補正額が1億9,500万円ということですので、これは直接事業にかなり影響もあるんじゃないかと思うんですが、その辺は河川課、それから都市計画課、どうでしょうか。

○松永河川課長 御質問の9ページの4行目

の海岸高潮対策事業費の備考欄に書いております荒尾海岸、荒尾市、この分の6,000万円減のお話かと思えます。

これにつきましては、実は荒尾海岸につきましては、今ノリの補償の関係で事業が少しトーンダウンをせざるを得ない状況になってございます。それが1つ。

それと、湯の児海岸で、どうしても19年度に補助事業を完成させて早く事業化をはっきりさせたいということで、湯の児の方を増額を要望したという経緯がございまして、その差し引きでトータルで1億2,000万円の増ということで内示がございまして。

以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。

12ページの、今岩中委員の御指摘のところで、単県街路の方が1億円減額になっております。これは万田下井手線が補助の方で採択されましたので、この単県の方は減らしたということで、事業等については支障がございません。

それから、もう一つの緊急地方道路整備の方の荒尾海岸線ほか1線ということで、これについても全体のトータルの中で工事をちょっと考えております。それで、これは全体で1億9,500万円ということでございまして、特に荒尾海岸線で今後事業の進捗に影響があるということは考えておりません。

以上でございます。

○岩中伸司委員 都市計画課はわかりましたし、さらに河川課も、荒尾にいますと、ノリの業者さんとの話で、かなりこの高潮対策はストップをしたりして、私もいろんな地元の話も聞いたことがあるんですが、やっぱりノリの季節にこれからまた入っていくわけですし、そういう意味での——まあ事業がダウンするということですが、これはノリ

が来年春に終わったら、また改めて一気にそれはバックして、予算がつきながら事業は早めていくということで理解していいですか。

○松永河川課長 どうしてもノリの時期に工事ができないということで、事業のやり方についてかなり工夫してはやっておりますが、どうしてもできない部分というのがございまして、そこら辺は今後とも工夫をしながら、全体的な協議は御了解いただいているところでございますので、早期完成を目指して進めていきたいと思っております。

○井手順雄委員長 これは減額したわけじゃなしで、あとこの分は延びるわけでしょう、要は。

○松永河川課長 19年度予算として、19年度内にどうしても工程上やむを得ないと……

○井手順雄委員長 ですから、削減したわけじゃなしに、その分はまた次年度という形で出てくるわけでしょう。

○松永河川課長 そうです。そういうことでございまして。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○森浩二委員 電算システムの改修ですけど、これは最低価格が出るようにするわけですか、わからぬようにするわけですか。

○鷹尾監理課長 今回、CALS/ECで補正予算を要求しておりますが、最低制限価格の算定方法をシステム上変更して行うというところでございます。

具体的に申し上げますと、現在、予定価格に対して、本県では、一定の比率で最低制限価格を定めております。全国的には大変少な

い方でございます、たしか5県ぐらいが同じようなやり方だったかと思います。そのほかの都道府県におきましては、工事費の内訳をそれぞれ積算の中を出してまいりますので、どれが直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これによって工事の積算ができるわけでございますけれども、それぞれの費目ごとに一定の比率をかけて最低制限価格を算出していくというやり方を念頭に置いたものでございます。

式、例えば全国的に一般的に行われておりますのは、直接工事費と共通仮設費については100%見た上で、現場管理費のみ5分の1見るとか、こういうやり方もございまして、そのあたりの比率は各都道府県でそれぞれ状況も違いますので、どういう比率にすべきかということについて、今現在関係都道府県を視察しながら、県としてどのような率がいいかということについて検討しているところでございます。

○森浩二委員 長崎かどこか、何かあったでしょう、高どまりの入札になるというのが。平均価格かなんか出して、高い方が落札するというような。長崎県だったか、長崎市だったか。ああいうふうにはならぬわけでしょう。

○井手順雄委員長 総合評価だろう。

○児玉文雄委員 いや、あれは総合評価じゃないんですよ。平均をとるんですよ。入札価格の平均をとって、それが一つのラインになるわけです。だから、熊本市も、一時入札するのを、下限というのを平均——だから、高く100入れるわけですよ。そして、下が70入れると。これをごっちゃまぜて割れば、平均が80とか85とかになるわけですよ。それでいろいろ問題が起きてきたんですよ。

○鷹尾監理課長 森委員御指摘のとおり、市

町村も含めると、例えば入札者の、今児玉委員お話しのとおり、入札金額の平均をとって出すというようなやり方もあるやには聞いております。本県の場合には、そこを想定しているものではございません。

○森浩二委員 それじゃ、ないわけですよ。

○鷹尾監理課長 はい。

○森浩二委員 たしかあれは最低価格が、みんな80%ぐらいに入れて、平均が——そうすると、高い方が99%ぐらいで入れているわけです。そっちの方が落札するわけです。

○井手順雄委員長 それはあり得ぬぞ。

○森浩二委員 いや、平均すると82~83%が失格になっちゃうわけです。残りの高い方がとるということで、そのシステムじゃないわけですね。

○鷹尾監理課長 そのシステムではございません。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○渡辺利男委員 住宅課にお尋ねしますが、県営住宅条例の一部の改正ですけれども、これは暴力団の排除が目的ですが、県内で実際この対象になるような案件があるのかどうかというのと、もう一つは、暴力団じゃないけれども、非常に住民に迷惑をかけると入居者というのはあちこちにおるわけですよ。それで、入居者の安全と平穏を破壊するような常習者がおって、非常にやっぱりその団地の自治会あたりは苦労されております。そういう案件はどれくらいあるのか、把握されているのかをまずお尋ねします。

○吉川住宅課長 まず、暴力団関係者の入居ですが、県営住宅では把握できておりません。ただ、市町村の公営住宅について、一部の市町村で暴力団が入居しているという情報は聞いております。

それから、暴力団関係者じゃないですけども、そういう周りに迷惑をかける入居者というのはいらっしゃるといのは聞いております。それはちょっと精神に障害があったり、そういう方というふうに聞いております。

○渡辺利男委員 何カ所ぐらい把握されていきますか。

○吉川住宅課長 数についてはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

○渡辺利男委員 私も、何回かやっぱり間に立ってやりとりしたことはありますけれども、数を把握するのはわからぬとですたいね。現場では、非常にもう迷惑して、そして退去させたいけれどもなかなかうまくいかぬで、むしろ周りの人が逃げ出して退去したりしたる例もあるぐらいで、いろいろ言うと、いや、それはもう健康福祉部の方の仕事ですからということで、住宅課はあんまり手出しできないようなことを言われるし、じゃあ健康福祉部の方がそういう住居の退去まで含めてできるかということ、それは人権問題もはらむからそこはできないということで、結局、そういった方に対する責任の所在ははっきりせぬわけですよ。結局、住民の方が迷惑して泣き寝入りをしとる。もう毎晩どこかたたいたりとか、タクシーがわりに晩に救急車を呼ぶ人とか、いろいろおるわけですよ。

そこは、やっぱり住宅の管理者としての住宅課が責任を持つのか、あるいはもう完全にそれは福祉の方の部門だから、そっちが周りに迷惑をかけないように何らかの対策を講じるだとか、はっきり連携をとってしてもらわ

ないと、本当にもう自治会の役員の人たちはなり手が無いぐらいですよ。数も把握しとらぬというふうだからですね。そういうことじゃいかぬなと思いますけれどもね。

福祉部との連携とかはされているわけでしょう。事例はたくさんあるでしょう。そういう困った案件については、常時やっぱりどこに何件ある、どういう人がおるといぐらいはわかるとるはずだと思いますけれどもね。数はわからないですか。

○吉川住宅課長 そういう事例について、トラブルのあった事例とか、それぞれ対処しておりますが、それを統計的にちょっととっていないということでございます。

おっしゃったように、夜騒いだり、木刀を持って、言うなら裸になって回ったりとか、あるいは今おっしゃったように救急車を夜間何回も呼ぶとか、あるいはペットをたくさん飼うとか、そういういろんな情報はございます。

ただ、住宅課といたしましては、それは入居者個人の問題ととらえておまして、そういう状況があるから出ていってくれとかはなかなか言えないわけございまして、ただ中に入って、静かにしてください、迷惑かけとるからと、そういうことはある程度言いには行きますけれども、なかなかやはり入居者個人というか、それぞれの問題ですので、対応が難しいところではございます。ただ、そういう精神薄弱とか精神的なちょっと問題があるという、そういう方々につきましては、福祉と連携しながら必要な対策はとってっております。

○井手順雄委員長 今のあれですけども、そうしたら警察との連携はどうですか。何らかの形で、その際警察を呼んだり、交番、例えば警察関係の方が来て対応したと、そういう事例は何回とか、そういう把握もしてない

んですか。

○吉川住宅課長 例えば器物損壊があったときには、派出所の方から、まあ自治会長さんが呼ばれたとか、そういうのはございますけれども、直接そういう暴力ざたとかなんかを住宅課に連絡をして、住宅課から警察に連絡したという事例は、私が来てからはございません。

○渡辺利男委員 普通民間のアパートだったら、周りの迷惑しとる入居者は、やっぱり家主さんにまずかけ合いますよね、何とかしてくれて。入居するときの条件があるはずですから、周りにそういう生活の安全とか平穏を破壊するような人は、当然そういった最初の条件に違反しとるわけだから、それはやっぱり住宅を貸しとる住宅課の責任というか、管理責任というか、そこが一番最終的に責任を持って、そういう人たちの退去なり何らかの対策を講じるべきじゃなかったですか。それなら、周りの迷惑しとる入居者は、福祉の方に言って何とか、民生委員の人とかいろいろなところに言っていかなんとですか。住宅課は全く関係ないわけですか。

○吉川住宅課長 そういう迷惑行為について、それぞれ事例があると思うんですが、私たちの判断で退去命令を出すとかいうこと、言うなら、感情的になって、隣同士のいさかいとかいうこともございます。ですから、明らかに福祉的な要素がある場合につきましては、福祉部局と協議いたしまして、例えば入院をしていただくとか、そういう事例もあるんですけれども、ただ、近隣関係で何かあったということで、それをもってすぐにというわけにはいかないと思います。

だから、何かやっぱり法的に事件を起こしたとか、あるいは傷害事件とか、あるいは器物損壊したとか、そういう事例をもって退去

していただくということになると思うんですが、ただ単にトラブルがあったというだけでは、ちょっと退去をしていただくということにはつながらないと思っております。

○岩中伸司委員 近くのトラブルでというのは、今課長おっしゃるように、難しいですね。非常にどこまで言っていかわからないと思うんですが、明らかにその入居者のおかげで、その隣や下の人や上の人がもう100%迷惑をこうむっているという、そんなケースは、私は、きちんとやっぱり管理者として物を言って、迷惑かけとる立場にはやっぱり立っちゃいかぬと思うし、何か私もそういう事例を幾つか聞いているんですね。それで、どんなにしても解決しないというのが20年続いている、県営住宅で。だから、やっぱりこの辺は早目に手を打つ。単なる隣近所のいさかいじゃない場合は、やっぱり的確な対応をして退去してもらおうとか、これは必要じゃないかと思うんですね。

そういう事例は、今集約されてないということですけども、私は、それぞれ担当者の方が声はたくさん聞いているので、すぐこれは集約できるとは思うんですよね。ぜひやっぱりそれは本当、今渡辺委員おっしゃったとおり、早急に対策は打ってほしいですね。

○井手順雄委員長 部長、総括で何かなかったですか。收拾がつかぬですばい。

○渡邊土木部長 難しいですね。

住宅課長が話しているのは、結局、対応できるときに法的な部分がきちっと住宅の入居の契約の中にあるのかどうか、それと、自分たちがそういうふうに対応できるのかどうかというので、今のは多分契約の内容からすると、非常に対応が難しいということを申したと思います。

今回の暴力団についても、実はその暴力団



というのをどうやって認定するかと。これはもう警察との連携じゃないとできませんので、警察と今後、今後というか、今までも話をしてくれていますし、そういう協力体制をとって今後対応していくということになっております。

今おっしゃったようなことが、非常に周りの方に相当迷惑をかけてどうしようもないというのが何十年も続いている、これをほっとくのかということについては、もうちょっとうちの方でももう一遍検討させていただきたい。どういう事例があるのかを含めて、そして、今対応ができるのかどうか、そこら辺ももう少しうちの方でちょっと検討させていただきたいと思います。

○渡辺利男委員 せっかく部長が言われましたけれども、結局、さっきの住宅課長の話では、傷害事件か殺人事件か起こさぬ限り退去命令は出せないような感じですよ。ところが、そこまでいかぬでも、本日常的に周りが迷惑しているような状況なんかあるわけで、そういう場合にも退去命令が出せるような何か、今度せっかく一部改正が出たわけですから、暴力団に対しては。そういう方たちについても、何らかのやっぱり強制的な対策が講じられるようなことを研究してください。でないと、もう本当自治会の人たちは頭痛めとんのはりますからね。よろしく願いしときます。

○井手順雄委員長 お願いしときます。

○堤泰宏委員 住宅供給公社の県営の管理住宅、今お話に出ていたけど、県の住宅供給公社が管理しとる貸し家ですよ。この事業が、いつも何か入居者のこととか家賃の滞納のことで本会議あたりでも質問が出ますが、最初何で住宅供給公社ができたのか。何か住宅事情が悪いからできたという答弁も聞きまし

た。今は住宅事情は悪くないわけですね。もう空き家率あたりがかなり高くなって、民間のアパート経営をされとる方なんか、かなり御苦勞されておるわけですね。国の住宅、県営住宅、市営住宅、たくさんあると思いますが、そういうところとの競争になって、家賃はやはり県営、市営が安いと、自分たちは税金を納めながら細々と民間の住宅を営んでいる、自分たちが納めた税金の一部で公営住宅ができて、その家賃の安さに自分たちの事業が圧迫されている、だから、もう県営住宅とか市営住宅はやめてもらいたいと、そういう意見もあるわけですね。

そうすると、今度は、県や市の立場、まあ市はどうでもいいんですが、県の立場として、今のようになかなか質の悪い入居者の退去とかが難しいわけですね。民間ですと、これはもう家主は生活がかかっていますから、変な入居者がおれば、元気のいい家主は乗り込んで行って出しますよね。行く先があるとかないとか、それは次の問題であります。おとなしい家主さんは、警備保障会社をお願いをするとかですね。警備保障会社あたりとは契約しとれば、必ず警備保障会社が行って対応します。夜中でも昼でもですね。県の住宅は、なかなかそういうことはできないと思います。世の中の流れの中で、私は、もうこういう公営住宅はだんだん民間に払い下げて、身を軽くされた方がいいと思うですね。

それから、これは、今この資料が出ておりますので今質問してもいいと思いますけれども、この熊本県道路公社、これは平成4年に設立と書いてありますけれども、私は中身はよくわかりませんが、国の道路公団と目的とか趣旨は余り変わらないと思うんですね。道路公団は民営化、熊本県道路公社は、まあこれはどうされるか知りませんが、やはりこういうのもだんだん身を軽くされた方がよくないかと思います。

それから、今度は、これは答えは要りませ

ん。今のは答えをいただきたいと思います。  
報告事項1、大雨の被害ですね。台風4号、  
台風5号……

○井手順雄委員長 これはまだ……

○堤泰宏委員 これはまだだったですか。

○井手順雄委員長 また後から報告した後に  
質問をお願いします。

○堤泰宏委員 わかりました。じゃあ、これ  
は後で質問します。

今の住宅供給公社の件はぜひお答えをして  
ください。いつもだからですね。本会議でも  
よく出ていますから。

○井手順雄委員長 身軽にできないかという  
ようなことですね。

○吉川住宅課長 公営住宅は、公営住宅法に  
基づきまして低額所得者の方に入居してい  
ただくということをございまして、どうし  
ても家賃が非常に低くないと入っていけな  
いという、そういうセーフティーネットと  
いいますか、住宅の住みかのセーフティ  
ーネットの関係がございまして、やはり  
公営住宅は必要かと思っております。

○堤泰宏委員 家賃は幾らぐらいからで  
すか。

今、割と老朽化した賃貸アパートがあ  
いとるんですね。大体2万円から2万5  
,000円で2DKぐらい。ですから、県  
はもっともっと安いのかなと思う。し  
かし、それを払い切らぬ人たちはもう  
生活保護なんですよ、ほとんどが。だ  
から、今の説明はちょっと私は納得で  
きないですね。

○吉川住宅課長 県営住宅に入居が可能  
な方

は、政令月収と申しますか、これが20  
万円以下の方たちなんですけれども、や  
はりその家賃につきましては、建物の経  
過年数、面積の広さ、立地条件、そう  
いうことによりましてそれぞれ違うの  
でございまして、大体家賃としまして  
は、安いところでは、これは改良住宅  
ですけれども、4,000円からござい  
ます。高いところでは、収入によつて  
も階層があるんですが、それと建物の  
、応能応益といひまして、そういう利  
便性とか、そういうもので大体6万円  
前後まであります。

○堤泰宏委員 4,000円から6万円  
前後までですよね。

○吉川住宅課長 そうです。

○堤泰宏委員 そうすると、20万円  
以下の収入といえば、まあ最低は幾ら  
か知りませんが、今民間の月収20万  
円というのはあんまり低くないです  
よね。サラリーマンというのは、今非  
常に賃金が安くなっています。年収が  
150万円ぐらいの人はざらですもん  
ね。20万円といひますと240万円  
ですから、月収20万円というのは最  
低所得者じゃないような気がしま  
すね。これは、だんだん今派遣の会  
社がふえたり、何といひかな、パート  
がふえたり、そういうことで非常に  
収入が少なくなっています。しかしな  
がら、民間のやっぱり2万円とか3  
万円ぐらいのところはどうにかして  
住んどる人が多いような気がいたし  
ますので、4,000円ぐらいの家賃  
なら、これはちょっと安いような気  
がしますね。管理がやっぱり十分で  
きないと思うんですね。そんな気が  
いたします。

○井手順雄委員長 いいですか、要望  
で。

○堤泰宏委員 もう答えはなかでし  
ょう。

○井手順雄委員長 あともう一個の、よかですか、道路整備課長の方には。松島道路……

○堤泰宏委員 これは後からだったでしょう。今でいいならもう今……

○井手順雄委員長 これは報告があつていますので。

○堤泰宏委員 これは今お尋ねしたですね。失礼しました。道路公社の件ですね。

○戸塚道路整備課長 それでは、委員の方からの熊本県道路公社のお尋ねの件ですけど、パンフレットの1ページに書いてありますとおりに、目的といたしましては、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図って、その地域経済の発展に寄与するか、そういった趣旨でこの地方道路公社というのはできております。

ただ、当時、有料道路事業というのが、道路整備の一般道路事業とあわせて有料道路でやっていくというのが一つの柱でございました。ただ、その後の状況によりまして、採算性が非常に厳しいところまで有料道路事業という展開は方向転換をしております。現在、有料道路事業を地方で実施していくという対象物件は、採算性の面から極めて厳しい状況になっております。

そういった意味で、今回の松島有料道路に続きます松島有明道路の方につきましても、一時的にそういった有料事業方式を考えましたけれども、採算性を考えまして有料道路事業を断念しております。

そういったことで、今回の松島有料道路事業につきましても、まだ償還が半ばということでございますので、この償還が済むまではこの地方道路公社は存続させる必要があるかと思っておりますけれども、そういった意味で有料道路事業の展開としては非常に厳しいような

環境になっております。

○堤泰宏委員 この松島のことだけを聞いたわけじゃないんですよ。この道路公社の存在自体が、今の国の道路公団に対する考え方あたりに比べていかがでしょうかということをお尋ねしたわけです。

○戸塚道路整備課長 地方道路公社そのものを、先ほど説明しましたように、大きく拡張していくというような状況はございません。ただ、現在この有料道路事業を運営している以上、この公社自体は存続させるということで今やっておりますけれども、民営化の話まで含めたところでどういった形でいくかというのは、今後の見通しも含めていろいろと検討する必要はあろうかと思っておりますけれども、現在のところは、この公社を運営しながら償還を目指しているという状況でございます。

○堤泰宏委員 わかりました。

○山本秀久委員 1つだけ。

ここに災害復旧の調査とか測量がありますね。そういうときに、熊本県の業者を使っているのか、外部を使っているのか、その報告をしてくれませんか。

○鷹尾監理課長 委託関係についても、基本的には、県内でできるものはもう県内で出すということで行っておるところでございます。

これまで委託関係、実績で申し上げますと、平成18年度土木部関係分といたしましては、県内に発注をいたしましたのは約7割、件数で言いますと7割の案件については、平成18年度県内の業者に発注し、残り3割が県外という内訳になっております。前年とほぼ同じ状況でございますが、少しずつではあります

けれども、県内への発注件数はふえているというふうに理解をいたしております。

○山本秀久委員 実際、今まで聞いている話が、県外の方は、そっちの状態がわからぬでやっとなる人が多いわけだ。そうしたとき、何でもこういう測量をしたんでしょかねということをよく耳にするものだから、だから本当にその実情を把握した上でやってないと、県外の人というのは、側溝にしてもなんでもいつも違うんだな。水の多いところと同じようにしとる。水の少ないところと同じような側溝を入れさせとる。そういうことで災害が起きたりなんかしとるわけだ。実際に地元の測量会社ならば、その地域を知ってるわけだな。だから、そういう点を関連して今尋ねたわけですよ。だから、よくそこのところは吟味してもらわぬと。

よく災害が起きる場所というのは、大きな土壌とか、その水の流れというのは地元でないわからぬわけだね。よそから来た測量会社はただやってしまうものだから、それで少し何か、どういうわけか測量費が高いような感じがする。それはなぜかという、わかってないから。もうちょっと安くできるのに。そういうふうなことをよく考えてやってくれぬと、よくあることですよ。だから、それを。

○鷹尾監理課長 各振興局においても、地元にもどのような会社があるのかということについては把握をしているというふうに思っておりますが、その辺の受注機会につきましても、配慮をしながら発注が行われているものと思っております。再度機会をとらえて、事務処理もその旨周知しておきたいと思っております。

○山本秀久委員 それで、よく、例えば今土木事務所とか振興局なんかやる。それなら、その管内だから、やっぱりその係官が測量に

一緒に立ち会ってみるという方法も必要だろうと私は思いますよ。そうすると、割かしこういうところはこういう問題だよというふうなことも言える。というか、陳情があったときも、よく前から言いよったんだけど、するせぬは別として、すぐその場に立ってみてくれということをお願いしているわけだから、測量とか設計をするときはよくその実情を把握させとかと、何にもならぬことをまた災害が起きるんだ。そういうことが多いんですよ。その点、一応要望します。

○井手順雄委員長 よろしく申し上げます。ほかにはありませんか。

○児玉文雄委員 今の関連だけど、今件数別では7割、3割、7、3だったね。金額別ではどしこね。

○鷹尾監理課長 18年度の実績で、金額で県内が58%、県外が42%でございます。

○児玉文雄委員 やっぱりちょっと違って来るわけだね。件数別と金額別でいったなら。

○井手順雄委員長 しかし、これはいろんなコンサル系とか自民党系でいろいろ折衝する中で、しっかり地元から喜ばれております。こしこやっぱり見ていただくとありがたいというふうなことで、このまま監理課の方にはどんどん金額もふやしていってくれというようなことは要望してありますので、それは申し伝えておきます。

じゃあ、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第12号から第15号まで、第23号から第28号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議あり……

○岩中伸司委員 議案第28号以外で一括してください。

○井手順雄委員長 それでは、第28号以外を一括して採決を行います。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、今28号以外で採決をいただきました。

それでは、28号について、挙手により採決をしたいというふうに思いますが、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 挙手多数と認めます。よって、第28号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をなるべく簡潔にお願いいたします。

鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 報告事項1について御報告申し上げます。資料の方をごらんください。

7月6日からの大雨及び台風4号、台風5号による土木関係施設等被害状況についてと

いう資料でございます。

これは、さきの7月6日からの大雨、それから台風4号、5号による被害が確定をいたしましたので御報告を申し上げるものでございます。

お手元に記載のとおりでございますが、表の方には数字の方は入れておりませんが、全体で1,221カ所、112億3,600万円の被害を受けております。

土木部におきましても、一日も早い復旧に向けて全力を挙げて取り組んでおります。委員の皆様方にも、今後とも御指導、御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

報告1号は以上でございます。

引き続き、報告事項2、土木部の県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況について御報告を申し上げます。横長の資料でございます。

土木部の実行計画策定団体は、ここの団体名欄に記載をしておりますとおり、1番の熊本県土地開発公社から7番の熊本県住宅供給公社まで7団体ございます。それぞれ欄に記載のとおり、見直しの方向、県関与見直し実行計画につきましては、団体の存廃の方向性、それから団体の代表者などへの県職員の就任、それから県職員の派遣及び県費支出の見直しについて掲げており、記載のとおりの見直しを現在進めておるところでございます。

今後とも実行計画に基づく見直しを着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課から、報告事項3について御説明いたします。

熊本県の5年で見える道づくり「ちゃく<sup>2</sup>プロジェクト2007」についてでございます。

ちゃく<sup>2</sup>プロジェクトにつきましては、利

用者にわかりやすく、目に見える道づくりを目指す取り組みをしております。供用目標年次と進捗目標の確認などを平成15年度から策定、公表しております。

1 番目です。平成18年度の供用目標に対する達成状況ということで、18年度は7カ所を目標としておりましたが、6カ所達成しております。1カ所につきましては、他事業との調整によって18年度は供用はできなかったということで、19年度供用できるように今取り組んでおります。

2 番目が、今後5年間の供用目標ということで、平成19年度から23年度までの5年間に38カ所、延長にいたしまして約38キロの供用を目標に事業を進めております。その各年度の表は下記のとおりでございます。

次のページでございますけれども、A3の横広ががございます。これが5年間で供用を図るとしている事業箇所でございます。

赤色で「new!」と書いてございますけれども、これは今回新たに追加選定した事業箇所5カ所でございます。「change!」と表示しておりますのは7カ所ございまして、これまでの供用目標年度を変更したものでございます。

以上でございます。

○松永河川課長 報告事項の4番でございます。

球磨川水系河川整備基本方針の報告会についてということで、まず、1のくまがわ・明日の川づくり報告会につきましては、現在国土交通省で基本方針の内容等について県民への報告会を続けられております。これまで流域の12市町村のうち7町村で終了しております。今後、八代市、人吉市について、さらに流域以外でも開催が予定されているところでございます。

表をつけておりますが、これが既に終わった29回分でございます。

それから、2番目でございますが、市房ダムの洪水調節についてということで、基本方針の検討小委員会におきまして、昭和40年7月の洪水で水害を体験された方々から、市房ダムの誤った放流によって水害が生じたという趣旨の意見書等が出されております。これを受けまして、市房ダムの操作について、検討小委員会でも審議がなされたところでございます。

その審議において、市房ダムの操作については、河川管理者が説明責任を果たすよう要請されましたことから、下の表のとおり、具体的な形で県民に対して説明を行っているところでございます。

国土交通省が行っておりますくまがわ・明日の川づくり報告会、これとあわせまして25回開催したほか、それぞれの会議等に出向いて説明をしております。

裏のページに、河川法に基づきます河川整備基本方針と整備計画の流れというのを書いてございます。

上段の整備基本方針について、ことしの5月11日に既に決定しているところでございます。

以上でございます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整備総室でございます。

報告5の3陸橋の撤去について御報告申し上げます。

鹿児島本線にかかります田崎、春日及び段山の3つの陸橋につきましては、九州新幹線及び連続立体交差による高架橋の工事に支障が生じますため、来年5月ごろから順次撤去を開始します。

この陸橋撤去による交通混雑を緩和いたしますため、周辺に仮設道路等の代替道路を整備することとしておきまして、本年11月から、撤去開始時期や代替道路の情報、交通情報などを広報いたしますこととしております。

そこで、各陸橋の撤去時期及び代替道路の概要について御説明申し上げます。

その概要を1ページに、それから、2ページ、3ページには陸橋の位置図、それから陸橋部分の拡大図をつけておりますけれども、1ページでちょっと御説明させていただきます。

まず、①の田崎陸橋につきましては、来年5月ごろから撤去を開始いたします。この代替道路といたしましては、現在の陸橋の北側に大きく迂回する2車線の仮設道路を設置することとしております。

この仮設道路は、鹿児島本線が高架化いたします平成26年度までの約7年間の供用を予定しております。その後、約27年度からの3年間は、陸橋下に熊本駅城山線が平面2車線で完成しておりますので、これを代替道路として利用するということといたしております。

なお、交通混雑を緩和するために、広域的な迂回路といたしまして、田崎陸橋の南側約1キロのところがございます来年完成予定の新土河原出水線を考えております。

次に、②番目の春日陸橋でございますが、この代替道路といたしましては、基本的に現在の陸橋の南側に新たに整備いたします春日池上線を平面2車線で供用いたします平成28年度までの9年間御利用いただくこととしております。

ただ、撤去時から平成22年までの3年間は新幹線西側の供用ができませんので、現在ある2車線の市道を利用いただくこととしております。

次に、③の段山陸橋でございますが、これも来年5月から撤去を始めます。

この陸橋につきましては、最終的に26年度までにはまた復元させますけれども、この間の代替道路といたしましては、現在の陸橋の南側に2車線の仮設道路を整備いたしまして、26年度までの約7年間の利用をお願いす

ることといたしております。

大体、図の方で、黄色の色刷りで示してあるところが撤去時の仮設道路になる部分でございます。

次に、2番目の広報時期についてでございますけれども、本年11月から、今御説明いたしましたようなことにつきまして広報してまいりまして、来年の4月ごろには、この時点ではもう新幹線の進捗状況から撤去開始の時期、日時、これらが明らかになりますので、代替道路への切り替え時期等について、さまざまな広報手段を使って広く県民の皆様にご報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 報告が終了しました。

質疑を受けたいと思います。その他もあわせて、質疑はありませんか。

○渡邊土木部長 委員長、質疑に入ります前に発言をお許しいただきたいと思いますが。

○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

○渡邊土木部長 去る6月議会におきまして、この建設常任委員会におきまして渡辺委員から、土木部のOBの職員の再就職に伴う発注状況の調査について質問がございました。私の方から、その件については調査する旨回答をいたしたところでございますが、その件について、民間企業への再就職の状況については、今県としてあっせんをしておりません。それと、個人情報ということで、県の組織としては把握していないということで、発注状況の調査はできなかったということでございます。

しかしながら、現在、総務部におきまして、職業選択の自由、またプライバシーの保護等について十分配慮しながら、この民間企業への再就職状況の把握、そして公表等について

今検討をされております。

この制度化を受けまして、土木部として、この発注状況等についての調査、また説明の方法等について研究してまいりたいと考えておりますので、御了解をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○井手順雄委員長 この件に関して御質問はありませんか。よろしいですか。

○渡辺利男委員 どれでもよかつかな。

○井手順雄委員長 はい、もう何でもよかです。

○渡辺利男委員 じゃあ、ちょっと済みません、いっちょ。

河川課長にお尋ねしますが、この河川整備基本方針が済んで、この2ページの図ですけども、河川整備計画の中で、河川整備計画案の作成は大体いつごろになるというふうに見込まれていますか。

○松永河川課長 現在、河川整備基本方針が、先ほど御説明いたしました、ことしの5月11日に国土交通大臣が決定したと。それを受けまして、検討小委員会で基本方針の内容について県民あるいは流域の方々にわかりやすく説明しなさいということで、今国土交通省が一生懸命基本方針について説明をいたしているところでございます。

国土交通省にスケジュール等を問い合わせるとおるところでございますが、その報告会のスケジュール等についてもまだ十分わかっていないというのが現状でございます。

私どもといたしましては、その報告会が完了した後で整備計画というステップに移っていくものかと考えているところでございまして、現段階で、委員が御質問されました河川

整備計画案の提示がいつごろになるかということについては、県の方では把握はしておりません。

以上でございます。

○渡辺利男委員 全国のいろんな河川の整備基本方針、そして整備計画が策定をされている先例がありますけれども、基本方針がそういうふうな、住民へのそういう説明も終わった後河川整備計画に入ってから、大体予想はどのぐらいでその計画案の作成まで行っていますか。

○松永河川課長 河川河川によって異なることかと思いますが、白川等につきましては、基本方針ができてから多分2年足らずぐらいで整備計画が示されて、それから整備計画の住民意見の反映等を含めまして1年ぐらいかかっているかと思いますが。河川河川によってこれは違いますので、九州各県ではもっと早いものもございます。

○溝口幸治副委員長 ちょっと確認をさせてください。

代表質問等々でも議論がありましたが、知事の答弁を聞いて、何となくぼやっとしたところがあったので確認をちょっとさせてください。

基本方針に対して、知事が承服しかねるといふ発言をずっとなされてきた。しかしながら、前川委員の質問の際に、前川委員は、今後、承服しかねると言ってきた河川整備方針に基づいて計画がつけられた場合、県の管理する河川はどうなるんだというような疑問を持って御質問されたわけですが、知事の答弁を聞いていると、まあ承服しかねるとは言ってきたけれども、正式に決定をされた、そのことについてはもう肅々と熊本県としては受け入れて、その計画ができれば、その計画に沿って県の河川整備もやっていくんだとい



うことで、いわゆる承服しかねると、まあやや反対というふうなニュアンスで聞こえていましたけど、決まったことに対しては従いますよというようなことを答弁でおっしゃったと思うんですが、そのように理解しているのかというのが1点。

それともう1つ、森先生でしたか竹口先生でしたか、ちょっとよく思い出せませんが、議論の中で、球磨川流域の現在の河川整備、いわゆる橋が2本かけかえられていたりとかいろいろやるわけですが、これは国も人吉も、川辺川ダムができるという計画がもともとありましたので、そのダムができるということを前提にして橋のかけかえ等々も整備もなされているわけですが、県がやたら球磨川流域の河川整備を今力を入れて、できることからやりますとおっしゃいますが、その整備も、いわゆるダムができることを前提にして整備が行なわれているというふうに理解をされているのか。

それともう一つは、ここが一番私も聞いて、まあ竹口先生の切りかえしではそのようにおっしゃったと言われましたけど、市房ダムの操作について、いわゆる知事の口から、誤りはなかったんだと、市房ダムの操作については県としては誤りはなかったと知事が正式に発言したと、本会議場で正式に発言をしたというふうに理解をされているのか。この3点、お尋ねいたします。

○松永河川課長 まず、3点目の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まだ正式な議事録等は準備されておられません。私どもがテープ起こしをした段階での知事の発言を申し上げますと、県、国は、繰り返し市房の操作が水害を引き起こす原因ではなかったということをごらなさい。これをこれまで申し上げてきているということで、市房ダムの操作によって人吉の水害を引き起こされたのではない、これははっきり知事の方から回答して

おります。

それから、質問の第1点でございますが、知事は、基本方針を審議する検討小委員会の中で、基本方針の具体的な事柄について承服しがたいということを確認にその検討小委員会の中で言っていました。

ですが、検討小委員会で基本方針案、それから分科会で基本方針案が取りまとめをされ、そのときに知事が申したことは、私は基本方針の中身についてわからないと、まして県民の方々は理解しがたいだろうから、県民の皆様は国土交通省として説明をしてくれということをお願いした上で基本方針が決定されたということは知事も承知しているところでございます。

ですから、当然、この基本方針に基づきまして、県が整備を行います河川につきましても整備計画を策定する、これは当然のことだと知事も承知しておるところでございます。

それから、2点目の球磨川の整備は、ダム前提で今行われているじゃないかと、そういう段階で基本高水の話を持ち出すのはいかなものかというようなお話でございますが、新たに基本方針に基づく整備計画ができるまでは、今までの工事实施基本計画というのはみなし規定で有効でございます。これに基づきまして川辺川ダムも当然継続して進められているわけでございますので、この人吉市内でかけられております橋梁につきましても、現計画である4,000トンで整備するのは当然だと思いますし、知事も答弁の中で、今実施されている橋梁については工事实施基本計画に基づいてかけられている橋梁であると、今後整備計画はつくるということは答弁の中でも申されているとおりでございます。

以上でございます。

○溝口幸治副委員長 ということは、私が大体理解をしていたとおりでいいという答弁です。すよね、今のは。

それはそれで結構なことなんです、一方、知事の答弁を聞いていて、例えば森先生の質問の際に、やっぱりダムに対しては中立という立場を貫きと、声を張り上げておっしゃるんですが、ダムに対して中立という立場というのが、それが何か今の話からいくと、川辺川ダムができることを前提としての計画が残っています。今新しい方針が出て、決定していくまではそれが残っているわけですよ。そういう状況の中で、これがもしリセットボタンを押してあって、今計画が何もありませんよと、今からやっていくんですよということであれば、私はダムに対して中立ですということを県知事が言うのも理解ができるころなのですが、計画はある、今見直しの最中、それなのにダムに対して中立という立場を貫きとおっしゃる意味が私はちょっとなかなか理解ができないわけですが、その辺は土木部としてはどのように整理をされていますか。

少なくとも、今の御答弁を聞くと、土木部としては、ダムに対して中立という言葉は土木部からは出てこないんだと思いますが、知事が何をもちて中立とおっしゃっているのかがちょっと理解ができないものですから。

○松永河川課長 済みません、知事がどのように考えているかということにはちょっとわかりませんが、土木部としても中立じゃないかというような、ダムありきじゃないかというようなお話についてはちょっと答えさせていただきますと、今までは工事实施基本計画という既存の計画がございまして、河川管理者である国が基本方針を今つくったと。基本方針の段階では、基本高水7,000トンに対して3,000トンで洪水調節をやると。その3,000トンの中身は、まだダムだと国すらも申ししていない状況でございます。

ですから、今後ダムなのかというのは、当然推定としては川辺川ダムで今後国土交通省は提案をしてくると、これはもうあくまでも

推定の上ですが、そのような段階では、当然県としての判断も示していかなくちゃいけないと思います。

ですから、国がまだダムだと言ってない段階で、ダム推進だとかなんとかという話ではないのかと思っております。

○溝口幸治副委員長 私たちが求めているのは、ダムをつくれつくれじゃなくて、いわゆる科学的、合理的な根拠を持つ治水対策ですね。その施設をつくってほしいということが前提ですね、今も。方針が決まって、今度計画に行くわけですから、この段階でダムだダムだと言っているわけじゃないんですが、いわゆる科学的、合理的根拠を持つものだと。そのときに、ダムももちろん一つの選択肢だというふうには私は理解をしています。

ただ、知事の発言を聞いてみると、ダムに対して中立とおっしゃると、何かダムは土俵の上じゃないのかなと、何か違うところにあるのかなというふうに感じるの、そこをやっぱり知事にもよく理解をしていただくように、土木部からもお話をさせていただきたいと思っております。

森先生の議事録なんかを見ると、治水対策も大事だけど、いやもっと環境とかいろいろな課題があって、そのことも大事なんだよとおっしゃるんですね。地元の人間からすると、生命、財産が何よりも大事で、その次に、例えば環境の問題とかアユの問題も大事ですよ。しかし、やっぱり一番大事なのは生命、財産だというような認識で、賛成している人も反対している人もそうだと思うんですよ。反対している方々も、生命、財産は大事だと、だから、生命、財産を守るために、ダムじゃない方があればダムじゃない方でやってくれということを反対される人もおっしゃっているわけで、知事の発言からいくと、生命、財産と同じように、環境の問題もアユの問題もそういったものも大事だと聞こえるので、そ

の辺はぜひ土木部から、知事にもしっかり認識を持たれるようにおっしゃっていただきたいというふうに思います。

○岩中伸司委員 今のにちょっと関連してお尋ねしますが、さっき課長がおっしゃったので大体わかるんですけども、今お話に出ているように、やっぱり人の命、財産を守るという大前提で、今後も河川、まあ改修を含めた事業には、県としてできる限り精いっぱい取り組んでいきますよということ Understanding していいですね。そのダムがあるとかないというのは関係なくですね。

○松永河川課長 そのとおりでございます。

○岩中伸司委員 先ほどの報告会で、これは国交省が主催ですからわからぬかもしれぬけど、もう既に29回それぞれの地域で報告会が開催されているということですが、これは参加者はどれぐらい参加されていますか。わかりますか。

○松永河川課長 それぞれ報告会の記録は回ってまいります、参加者を集計したデータを手元に持ってございませんので、人数はちょっと別途また報告をさせていただきます。

○井手順雄委員長 後ほど報告してください。

○松永河川課長 はい。

○井手順雄委員長 その前に、さっき言いかけた……

○岩中伸司委員 いいですか。

私も、この土木というか、建設常任委員会というのは、あんまり得意というか、知らぬことばかりで、ただ落札率が、先ほど言い

かけたやつで、昨年度の落札率はかなり下がったと、9ポイントぐらい下がったということで、これは一つは、一般競争入札が5億円から1億円に拡大されたというふうなことで、競争の効果か、そういう形でも報道されとったんですが、土木部関係だけでいいですから、実際、85~86%ということになったということであれば、金額的にはどれくらい、農政は別にして。9ポイントは。

○鷹尾監理課長 まず、落札率のお話でございますが、毎年民間の市民団体がいろいろ各県の状況調査をいたしておりますが、それにあわせて私どもの方でもデータの整理をいたしておりますが、18年度、先般新聞でも報道されました案件は、1億円以上の工事につきまして86.4%であったと。件数といたしましては63件。前年度に比べますと、9ポイントの減少ということでございます。

この要因につきましては、18年度に実施しました5億円以上の大型工事の案件で、低入札調査の案件が農林水産部で1件、それから土木部で3件起きたということで、大型工事で低入札があったことによる影響、このあたりも影響しているのかなというふうに理解をいたしております。

○岩中伸司委員 そうしたら、その効果というのはやっぱり大型の工事の低価格ということで、ポイントも大きく下がったという理解でいいんですか。

○鷹尾監理課長 落札率について、単純に平均をする出し方と加重平均で、要するに予算額全体を総計して出す出し方がございます。今は加重平均で出していくということについては、大型工事の影響というものは十分入ってこようかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 やっぱり基本的には、競争

をより激化していくことがこれを下げていくというのは一般的には言われているんですが、そういう理解も当然できるですね。県は どういう……。

○鷹尾監理課長 一般競争入札により、確かに入札参加者がふえることで競争環境も高まるという要因もあろうかと思えます。

それともう一つは、建設投資全体、県工事でございますが、最盛期に比べると6割程度ということで、非常に事業が少なくなってきたと、そういう意味での業者さん方の、受注者側の競争の激化と、こういう要因も考えられるのかなというふうに思っております。そういう相乗効果の中で起きている部分もあろうかというふうに思っております。

○森浩二委員 3点ほど。

まず1番目は、この前一般質問のときに言われた、ダムは決壊するおそれがあるというような話をされたんですが、実際、ダムの耐用年数、さっき橋梁は60年から75年と言われたでしょう。これは半永久的にもつものなんですか、ダムは。

○松永河川課長 ダムを計画するときに、ダムの計画としては、将来ダムにたまる土砂の量を何年分計画するかということの中では、ダムの計画は、100年後でも、十分たまって大丈夫なような計画をいたします。構造的に、コンクリートがじゃあ100年しかもたないのかという話になりますと、これは適正なメンテナンスをしていけば、それ以上当然延びるということもあり得るわけですから、一概には何年ということは申されませんが、100年以上はもつものだと、適正なメンテナンスをやっていけばもつものだと考えております。

○森浩二委員 そうしたら、あのときの答弁

で、やっぱり知事は県のトップだから、危ないようなうわさを発言されるべきじゃないと思うんですよね。撤回しませんというような、否定するような意見を言ってもらいたかったと思うんですよね。周りがそう言いよるといような、うわさを打ち消すような、そういうふうに、これはもう要望ですけれども……

○溝口幸治副委員長 土木部長に正式にちゃんとお話ししてもらわぬとおかしくならんのですか。

ダムが決壊すればどうなるのかということをお話を本会議場で知事がおっしゃったわけですね。ですから、私は、やっぱり行き過ぎた発言というか、誤解を招くような発言だと思いますから、やっぱり部長の方で整理をして、この発言はこういう趣旨で言われたのかもしれないけれども、あんまりふさわしくなかったとか、そういう説明をせぬとおかしくならんのですか。決壊するようなダムがいっぱいあつとですか、熊本県の中に。

○渡邊土木部長 先だつての議会の中で、森委員の何か答弁の中でのダム決壊という発言につきましては、この住民討論集会の中の議論とか検討小委員会の中での意見書が出ています。その中に、やはり同じような趣旨、ダムが決壊するというような趣旨の意見があつて、知事は、そういった不安を持つ県民もいるということで、あくまでも一例として紹介されたというふうに私どもは思っております。

○井手順雄委員長 いや、私はそうは思っておりませんよ。答弁書を見たら、知事の意見というような発言の仕方なんですよ、これは。そういった文言は後先についていません。答弁書を起こしてみましたけれども。

○渡邊土木部長 私どもの認識は今申し上げ

たとおりでございますけれども、知事の発言ですから……

○井手順雄委員長 わかりませんか。

○渡邊土木部長 その真意については私どもコメントはできませんけれども、ただ、委員からいろんな、委員長からもそういった発言があったというのは知事の方には伝えます。

○溝口幸治副委員長 関連してですけど、私も何回も読み直すわけですけど、ダムが決壊すればどうなるのかという不安あるいはさまざまなお立場の中から県民の間に意見の対立があるという状況を踏まえまして、治水に限らず環境への影響等々、さまざまな課題について徹底した議論と検証を行った上で県民に対する説明責任を果たし、結論を導き出すのでなければ県民の理解は得られない、ですから、ダムが決壊するという不安もあるんだと、だから、こういうものも徹底的に議論をして検証せないかぬとおっしゃるんですね。

ということは、今県内にある、砂防も含めダムがいろいろあるでしょうけど、それがどういう状況なのかというのをやっぱり検証したりせないかぬごつなるわけですね、この答弁書からいくと。皆さん方がそういうことをやられるのか、それとも、全国にまだありますよね、熊本県内だけじゃなくて。そういうものすごく波及をするようなお言葉をあそこでやっぱり使われたわけですから、このことについてやっぱり——知事じゃなかけんコメントでけぬというなら、知事呼んでこなんですたいね。土木部で整理ができないのであれば、知事呼んできてください。

○井手順雄委員長 河川課長、実はこういう意見が出ろうかというようなことで、きのう指示いたしまして、県にある砂防ダム、ダム等の個数とその状況というのを——ちょっと

時間がなかったものですから、ちょっと配ってください。

○松永河川課長 じゃあ、お配りします。

(事務局資料配付)

○井手順雄委員長 知事の方から、ダムが決壊するおそれがあるというようなことであったので、私も、そういうダムがあるのかということで、河川課と砂防課の方に問い合わせてみて、それなら幾つダムがあつて、どういった状況なのかと、耐用年数はどれくらいなのかということを出してくださいというようなことでこの資料をつくっていただきましたので、若干この説明をお願いいたします。

○松永河川課長 今委員長がおっしゃいましたように、昨日、委員長の方から、県内のダムについて、いつごろできたのかも含めて、どういう補修なりをやっているかというようなことのお尋ねがございましたので、大至急資料を用意させていただきました。

まず、県関係ダムの補修履歴ということで、1ページでございます。

これは県が管理しております治水ダムでございます。

5つのダムがございまして、そのうち市房ダムが、昭和35年ということで竣工年月日が古うございます。そのようこともございまして、堰堤改良事業でゲートの取りかえ、それから、その下の施設改良事業でクレストゲートの取りかえ、まあゲート関係の取りかえとか、一番下に書いております災害復旧事業、これは昭和46年度にダムの導流堤、ダムよりちょっと下流になりますが、企業局が発電を行っております横のコンクリートの擁壁が倒れましたので、導流堤の復旧等を行っております。

残りのダムにつきましては、大がかりな補修等については特に行っておりません。

次のページでございます。

これは、県が管理しております農政で建設しましたダムでございまして、農業用ダムでございまして。

農業用ダムにつきましても、昭和43年にできました天君ダム、それから、同じく43年にできました楠浦ダム、45年の志岐ダムと、昭和の40年代のものにつきましては、それぞれ施設の改修ですとか、取水設備の更新等の補修が行われてございます。

それから、下から4段目の教良木ダム、清願寺ダムにつきましても、取水設備等の更新、それから法面保護工の補強対策等が行われているところでございます。

それから、3ページ目が、企業局が管理しているダムが4ダムでございます。

申しわけございません。これが、ちょっと時間もなかった関係もございまして、補修工事の有無はなしということでございました。これはあと一回ちょっと調べさせていただきます。

それから、4ページが砂防堰堤の管理状況をつけてございます。

全体で1,741の県管理の砂防堰堤があるということで、それぞれ完成年度ごとに、規模ごとにそれぞれ個数を左側であらわして、右側に補修の履歴を書いております。補修した砂防堰堤が7カ所あるということでございます。

それから、ダムの定期点検等についてということで別につけてございます。

これは、私どもは、ダムをつくる段階で安全には十分配慮してつくりますし、適正な定期点検等を行うことによって決壊等は起こらないと思っておりますので、定期点検等についても、どういう点検をやっているかということを紹介しているものでございます。

内容についてはちょっと省略させていただきますが、表紙に書いております定期点検、これは週に1遍とか月に1遍とか行う定期的な点検でございます。

それから、定期検査、これは法に基づきます3年に1遍の河川管理者による検査でございます。

それから、3番目が地震時の臨時点検、地震が発生しました直後に点検を行いますが、そのような臨時点検のやり方についてでございます。

それから、4番目が砂防ダムの点検、これにつきましても定期的な点検の要領をつけてございます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 今、るる御説明がございました。

それでは、県としては、ダム、砂防ダムにもかかわらず、ダム系に関しては点検をし、改良せなところはしていくと、そういう中で決壊するような堰堤ダムはないというようなことでよろしいですね。

○溝口幸治副委員長 委員長、部長に答えさせないかぬとじゃなかですか、大事なことは。

○渡辺利男委員 その前に1ついいですか、質問を。

○井手順雄委員長 ちょっと待ってください。そういう認識でいいんですね、これを見た限り。

○松永河川課長 私どもが指示をいただきまして資料をつくった段階では、決壊が心配されるようなダムというのはございません。

○渡辺利男委員 ダムの決壊の話が出ていますのでちょっとお尋ねしますが、世界的にはどうなんですか。ダムが決壊した事例というのは1件もないんですか。

○松永河川課長 外国の例というのは私ども十分承知しておりませんが、幾つかのダムで破損、決壊したというのが、いろいろところでそういう情報が出回っているということは承知しております。内容については詳しく承知しておりません。

○渡辺利男委員 どういう被害が出たこともわかりますたいね。

○岩中伸司委員 ダムが絶対決壊しないということは私はないと思うんですね。これは当然構造物だから、必ず何らかの影響で——以前は、やっぱり100年ぐらいが限度なんだという話なんかも聞いたりしたし、この地震が多い日本の国ですから、どういう形で崩壊するかというのは、これはだれでも考えられないことではないということですよね。

だから、やっぱり知事の発言も、これまでいろんなやつを集約として、そういうことも含めて検証しながら、本当にこれで万全で命や財産を守る、そのことにするのかということを慎重に検討していくということですから、私はそれはそれでいいと思うんですね。何もここでそのことについて議論を深めていくというのはないんじゃないですか、まだ。

○渡辺土木部長 知事の議会での発言については、私どもは、先ほど述べたように、一つの例として述べられたというふうに思っています。

それから、ダムについて、これは私どもも含めまして、ダムの安全性というのは、これはもう設計する段階で、安全性はきちんと考えながら対応している。例えば、雨に対しても、今言った地震に対しても、地すべりに対しても、いろんなものに対して事項ごとにきちんとやっぱり対応策というのはとってきています。

今、河川課長も申しましたように、ただや

っぱり安全が確保されているのは——そういう段階で確保されていると、私ども設計者の段階としては思っていますし、一番何よりも大事なことは維持、点検、メンテナンス、検査なりなんなり、そういうことがやはり一番大事だろうというふうに思って、私どもはそれに対してはきちんと対応はしています。これが私どもの正式な土木部としての考え方です。

○井手順雄委員長 ですから、今議論になっているのは、知事の発言の中で、決壊するかもしれない、今岩中委員の中で、構造物だから決壊することもあり得るといようなことなんですが、土木部としては、そういうことがあってはならないための設計、それはきちんとしてやっていますと今おっしゃいました。そういう認識でよかわけですね。

○渡辺土木部長 はい。

○井手順雄委員長 そうした場合、知事の認識と土木部の認識が違うということになりますね。

○渡辺土木部長 知事は、先ほど申しましたように、今までの反対——住民討論集会なり……

○井手順雄委員長 だけんが、それはわかりました。

○渡辺土木部長 一事例ということで言われたのだと思います。

○井手順雄委員長 そういう認識で答弁はされてないと私は認識しております。ですから、こういう委員会でそういう意見が出て、我々はこのように言いましたと、知事こういうことですよというようなことを報告願いたい。いいで

すか。

○渡邊土木部長 はい。

○森浩二委員 ちょっといいですか。

今このダムの報告がありましたけど、市房とか氷川は35年、48年ですよ。今の耐震設計で計算をやり直したということはあるんですか。基準が大分変わるとるでしょう。

○松永河川課長 昭和32年に今のダムの設計基準ができているところでございまして、耐震については多少その後変更もあったかもしれませんが、基本的なダムの設計基準というのは昭和32年にできたものでつくられていると思っております。

○森浩二委員 全然変わってないんですか、耐震基準は。橋梁とか何か、随分変わりよろでしょう。

○松永河川課長 耐震基準は、橋梁等と比べましてダムについては、個別のダムでそれぞれどれくらいの基準にするかというのは決めてまいりまして、そこら辺が変わらない限り基本的な考え方は変わらないと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○渡辺利男委員 新幹線のあれで、田崎、春日、段山の陸橋の撤去、これは7年から長いところで9年という長い間、相当市民は不便をこうむるわけで、与える影響は大きいと思うので、これは熊本市の事業説明会のときに言ったんですけれども、やっぱりわかりやすく広報を早目にしとかなないと、市民の皆さんは混乱するからと言ったら、わかりやすく図で、何年までこういう姿で、最終的にこうなりますというようなことをホームページで周知をしたいということだったんですが、それ

はされる予定なんですか。

○長野新幹線都市整備総室長 一応、ホームページとか、あらゆる広報媒体を使ってそのあたりは——もう長期に及びまして影響が多大になるというのはわかり切っていますので、そのあたりは十分地元の御意見なんかも伺いながら広報は展開してまいりたいと思います。

○渡辺利男委員 それから、もう1つ、これは別のことですが、この間の私の代表質問でも、ユニバーサルデザインについて知事にいろいろ申し上げましたら、もう全国的にも相当進んでいるというふうな認識でございましたけれども、例えば熊本市の電停の問題ですね。ことし、熊本市が、来年度で車両をまた2つ5億円で買って、超低床車両を導入するけれども、現在35ある電停のうち、車いすで一人で乗れる電停というのは15しかないわけですよ。熊本市としても、なるべくこれをふやしたいという意向を持っておられますが、どうしても県道の拡幅がその分必要になってくるということで、県の協力なしにはできないんですよ。

それで、市の方からはどれくらいの要望がありますか、電停のUD化について。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございませぬ。

市の方からは、UD化につきまして、どの電停をしてほしいという要望は来ておりませんが、現在、九品寺交差点の電停、電報局横です。あそこにつきましては、横断歩道橋から車いすで行くことができませんので、車いすで直接電停へ行って電車に乗れるような計画といたしますか、そういう検討を進めておるところでございませぬ。

あとは、これが歩道を切り込むという形になるかと思いますが、それでうまくいけば、



健軍、それから通町、それから熊本駅前等、  
広げていきたいと思っております。

○渡辺利男委員 熊本市から、まだ具体的に、  
じゃあ何年までに、新幹線が来るまでにどこ  
とどことどこだけやりたいといった、そうい  
う具体的な要望はまだ来てないということだ  
すね。

○宮本道路保全課長 そういうことござい  
ます。

○渡辺利男委員 じゃあ、ぜひこれから、U  
D日本一と言われる知事ですから、頑張って  
勉強してやってください。

以上です。

○森浩二委員 オーシャンアローの波につい  
て、港湾課でいいと思うんですが、前は港、  
新港ですか、それと漁連の二部会と協定書を  
結んであるんですよね。これを一部会の方の  
波——玉名市の波と大浜漁港に波が来るん  
ですよ、1メートルから1メートル50ぐらいの  
高波が。アサリをとっているときとか、ノリ  
をとっているとき。船あたり、もう3回ぐら  
いひっくり返っているんですよね。同じよう  
な協定を結ぶにはどうしたらいいのかなと思  
って。その辺をお尋ねしときます。また直接  
聞きますけど、もう時間がありませんから。

○生喜港湾課長 今森委員から質問がありま  
したが、協定は、二部会と熊本フェリーの方  
で協定を今結んでおりますけれども、今の一  
部会の被害につきましては、今初めて聞きま  
したので、今後そのあたり現状をちょっと調  
査させていただきたい。

ただ、今回は、二部会と船との間に、土木  
部として立会人という形でうちの方はかわ  
っております。指導につきましては、まず基  
本的には運輸局という、運航上の話というこ

とで、そういうことで基本的にはなっており  
ますが、今回は立会人ということで協定の間  
には入っております。

○森浩二委員 農政の方でもきょう質問して  
いるはずですがもんね。一緒になってちょっと  
話をしてみてください。

○生喜港湾課長 はい。

○堤泰宏委員 その他でさっき残しとったで  
すね。

○井手順雄委員長 はい、どうぞ。

○堤泰宏委員 報告事項の1に、台風被害、  
これは全然私たちは知りませんでしたので、  
私がこの委員会におらんとこれは知らなかつ  
たことになりますので、地元のやっぱり県議  
会議員には、こういうことはなるべくはよ連  
絡してもらいたいと思います。28日に私は振  
興局に呼ばれておりますので行きますので、  
ここを説明してもらおうように言ってくださ  
い。

それから、もういっちょ、素朴な質問です  
が、ここに荒瀬ダムの方が載ってしまして、  
荒瀬ダムは何で取り壊さんといかぬとです  
か。全く素朴な質問でえらい申しわけなか  
ですけど。

○松永河川課長 河川課でございます。

荒瀬ダムにつきましては、県の企業局が管  
理しております発電用のダムでございます。  
現在、荒瀬ダムを取り壊すということで工法  
的な検討がなされているところでございま  
すが、取り壊すに至った経緯、理由等につ  
きましては、正式にお答えはちょっと河川課  
の方からはできない状況でございます。企  
業局が管理しているものですから。

○井手順雄委員長 それじゃ、企業局に後から行かせるので、よろしくお願いします。

これでその他の質疑を終了させていただきます。

○松永河川課長 委員長、済みません、岩中委員から、先ほど報告会の出席者のお話が出ましたので、大至急調べました。29回で816名の参加がっております。

済みません、以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で本日の議題はすべて終了しました。

最後に、要望書が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後0時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

建設常任委員会委員長